

平成30年度 社会福祉法人明照福祉会 事業計画

改正社会福祉法が平成29年4月1日に全面施行されたことに伴い、社会福祉法人は法律によって、これまで以上に高い公益性や非営利性を確保すること、国民に対する説明責任を果たすこと、地域社会に貢献すること等が求められています。

また、国の福祉政策の動向を見ると、厚生労働省が、平成27年9月17日に「誰もが支え合う地域の構築に向けた福祉サービスの実現 - 新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン - (以下「ビジョン」という。))」を発表し、平成29年2月7日には、「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)(以下「改革工程」という)」を示して以降、「地域共生社会」の実現に向けた政策が推進されています。平成30年度は3年に一度の制度改正の年ですが、「地域共生社会」の実現を基本コンセプトと見直しが見直しがなされていることもあり、今後は、国が目指す「地域共生社会」の実現に向けて、社会福祉法人として役割を果たしていくことが非常に重要になってくると考えられます。

平成29年度は、認可保育所であった原口保育園を幼保連携型認定こども園に移行し、原口こども園としました。このことにより、3歳以上については、親の就労の有無に関わらず受け入れを行うことが出来るようになりました。さらに、平成30年4月1日付けで、原口こども園に併設で「放課後等デイサービスはるぐち」を開所します。これまで、本会の保育所等では、特別支援保育(障がい児保育)を行っていましたが、卒園後は、就学した障がい児を専門的に受け入れるための環境がなかったため、その受入が出来ませんでした。今回、放課後等デイサービス事業を開始することで、障がい児については、未就学児のときから成人後まで、本会が何らかの関わりを持ち、支援し続けることが出来る環境が整います。今後、障がい児、障がい者に対して、地域共生社会が求めている「伴走型支援」を、今まで以上に責任を持って実践しなければなりません。

また、平成30年4月から、那珂の郷の利用定員を増員します。ここ数年、利用定員の限度で推移していたため、利用希望があっても断らざるを得なかったのですが、宮崎市との協議により、漸く定員増が認められたことから、今まで以上に、支援を必要としている障がい者の受入に努めていきます。

平成30年度は、3年に一度の制度改正が行なわれました。今回の見直しでは、報酬単価も事業種別により異なりますが、全体ではプラス改定になり、経営に大きな影響を与えるような内容ではありませんでした。しかし、「地域共生社会」の実現に向けた見直しが行われており、今後は、その趣旨に沿った取組を実践していくことが求められます。

特に、高齢者と障がい者の分野で、新たに設けられた「共生型サービス」は、障がい者の65歳問題に対応することもできるなど、既存の縦割りの制度の弊害を是正するものであり、本会も積極的に対応する必要があります。

今後も、定期的に制度改正が行われます。これまで制度改正のたびに経営環境が厳しくなってきたことを考えると、次回は、厳しい制度改正が行われることも予想されます。厳しい経営環境の中でも、10年後、20年後も明照福祉会が存在し続けるためには、環境の変化に強い組織になる必要があります。そのため、平成29年度中に組織体制の見直しと、それに伴う給与体系の見直し等を行いました。平成30年度は、新たな組織体制で事業を遂行していくこととなります。将来のために、強固な組織基盤を構築していくことに努めます。

既存事業のサービスの質の向上を図ることは勿論ですが、あらゆる環境の変化に対応するためには、新たな取り組みに挑戦することも必要です。地域が要望することであれば、その事業化について前向きに検討し、取り組む姿勢が必要です。また、既存事業のサービスの質の向上についても、既存の枠内だけで取り組んでいては限界があるため、既存事業から派生することにも積極的に取り組む必要があります。経営環境が変わる前に自らを変化させなければ、変化への対応が後手に回ってしまうため、平成30年度は、平成31年度以降の変化に対応できる組織へと生まれ変わる1年とします。

社会福祉法人は、依然として大きな変革の波の中に置かれています。変わりゆく制度、新たな課題等に対応することは勿論ですが、目先の変化への対応に注力しすぎると、物事が大きく変わる中でも変わることのない大切なことを見落としてしまうことがあり、結果として表面を繕うだけの対応となってしまいます。

「福祉」とは、人々の「幸せ」であり、「福祉の仕事」は、人々が幸せに暮らしていくことを支えることです。それぞれの時代において、優先して取り組むべき福祉的課題は異なりますが、「人々が幸せに暮らしていくことを支える」という考え方は、どの時代においても共通する、変わることのない大切な考え方であり、これこそが社会福祉法人が活動する際の共通の「理念」であるといえます。物事が大きく変わる時だからこそ、私たちは何のために働いているのか、誰のために仕事をしているのかということを改めて考える必要があり、すべての職員が、この「理念」を共通基盤として、制度改正や新たな課題に取り組むことが必要です。

「明照福祉会が関わることで、生活が豊かになる」。そのことを実現できる組織にならなければならない。

平成30年度は、社会福祉法人としての「原点」を忘れず、「理念」を意識し、今後の福祉を取り巻く環境の変化等に対応するため、次の7つの重点事項について、具体的に取り組みます。

(1) 地域共生社会の実現への対応

国は、「地域共生社会」の実現を目指しています。社会福祉法人には、その一翼を担うことが期待されているため、その期待に応えることができるような組織になります。

(2) 今後の制度改正への対応

3年後に、再び制度改正があります。次回は、厳しく見直しが行われることも予想されます。厳しい経営環境の中でも、10年度、20年後も存在し続けることができる社会福祉法人となるための取り組みを進めます。

(3) 制度内の福祉サービスの充実・強化

制度改正による問題を解決し、その上で、既存の施設・事業所のサービスの質を高める取り組みを行うことで、利用者等の様々な問題の解決を図り、生活の安定を支援します。そのために必要であれば、新たな取り組みに挑戦し、また、既存事業から派生する取り組みの事業化を図ります。

利用者等のサービスへの満足度が向上することにより、安定した施設・事業所の経営を行うことができ、経営が安定することにより、「制度外の福祉サービス」へ挑戦できる環境を整えることができます。

(4) 制度外の福祉サービスの充実・強化

既存の制度等では対応できない新たな課題やニーズに対して、社会福祉法人の使命、責務として、必要に応じて新たなサービスを創りだすなど積極的に対応し、その課題解決を図ります。

(5) 地域社会への貢献

地域社会への貢献は、法に規定されたから行うものではなく、社会福祉法人であれば行うことが当然のことであるという意識の下、本会の地域社会への貢献のあり方をあらゆる角度から見直し、真に地域社会が必要としている活動に取り組めます。

既存の配食サービスやスマイルクラブ、みやざき安心セーフティネット事業等を充実・強化するとともに、地域の要望に応じて、必要な取り組みの事業化に、積極的に取り組みます。

(6) 情報公開及び情報提供の推進

「社会福祉施設は知っているが、社会福祉法人は知らない。」という地域住民が多いことから、社会福祉法人として自らの情報を積極的に公開し、本会が取り組んでいることなどを情報発信することで、社会福祉法人の認知度を高める必要があります。また、職員が積極的に地域で向くことで、地域の方々と顔の見える関係となり、双方向での情報の伝達が行なえるように

努めます。

(7) 人材の確保と育成

人材の確保が困難な中でも確実に人材を確保し、確保した人材を社会福祉法人の一員として育成するとともに、離職せず働き続けることができる環境を整備する必要があります。

また、上記(1)～(6)を実現可能とするためには、サービスの提供に携わる職員一人ひとりの知識、技術、意識の向上を図ることが必要です。特に意識の向上については、改正社会福祉法の趣旨を理解し、社会福祉法人の一員であるという自覚を強く持つことが必要であり、そのための職員研修等の充実を図ります。

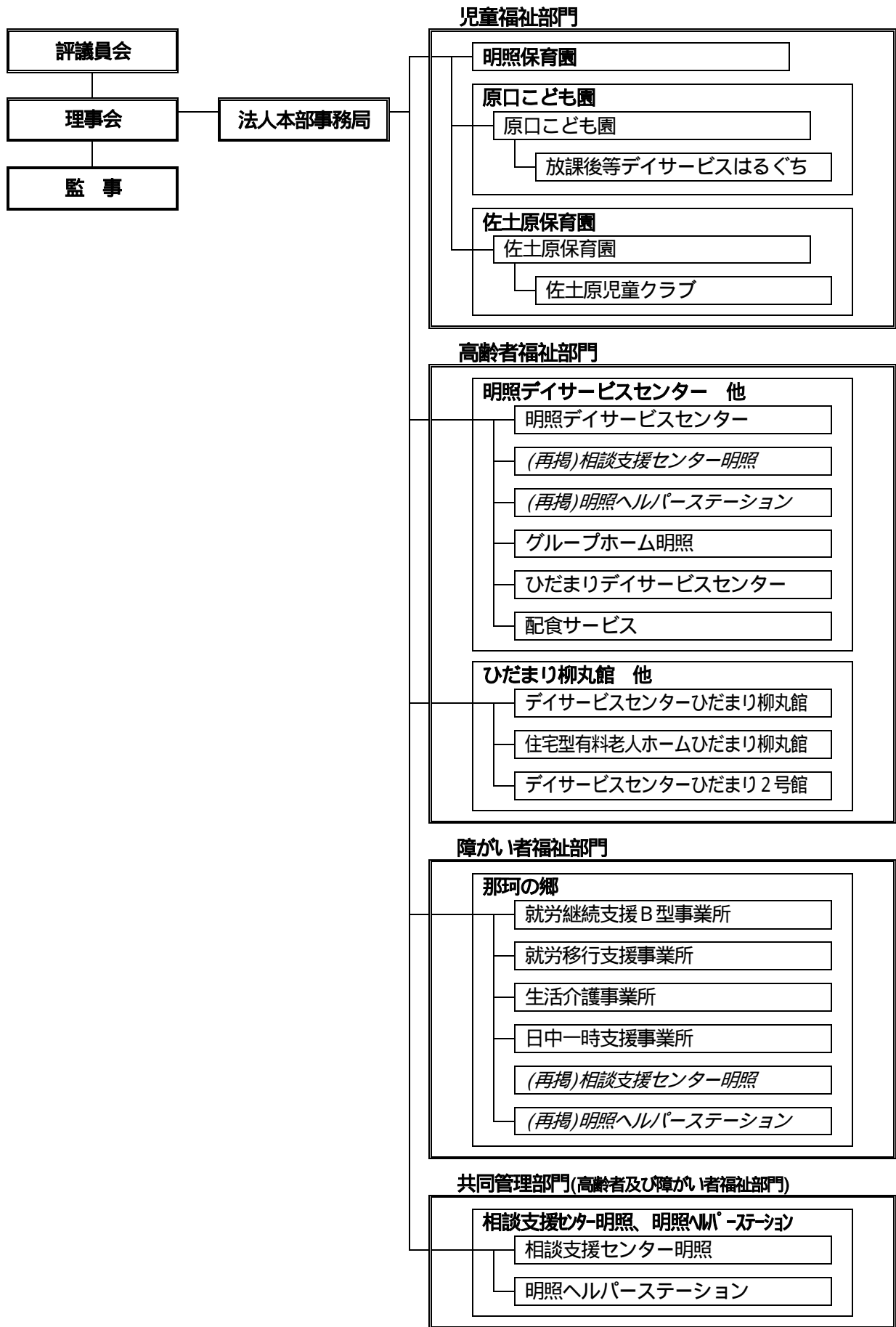
平成30年度は、上記のような現状認識のもと、法人としての重点事項に基づき、各施設・事業所において事業を実施します。

また、個々の施設・事業所ごとの取り組みに加え、地域公益活動についても、関係部門の横断的な連携による取り組みを強化するため、さらに充実・強化する事業について、個別の事業計画を作成し、取り組みます。

各部門における主な取り組み内容については、次のとおりです。

- P 5 ~ 平成29年度社会福祉法人明照福祉会組織図
- P 6 ~ 各施設・事業所の概要
- P 8 ~ 施設・事業所別事業計画

平成30年度社会福祉法人明照福祉会組織図



各施設・事業所の概要

児童福祉部門

1 明照保育園（認可保育所）

定員90名

通常の保育事業に加えて、「延長保育」「一時保育」「休日保育」等を実施
その他の補助対象事業として、必要に応じて「障がい児保育」等を実施
その他、必要に応じて園庭開放等を実施

2 原口こども園（幼保連携型認定こども園）

定員105名（1号認定：15名、2号・3号認定：90名）

通常の保育事業に加えて、「延長保育」「一時保育」等を実施
その他の補助対象事業として、必要に応じて「障がい児保育」等を実施
その他、必要に応じて園庭開放等を実施
自主事業として「学童保育事業」を実施

「病後児保育」については、必要な職員体制が整い次第、実施の予定

「放課後等デイサービスはるぐち」を併設

平成30年4月1日事業開始

定員10名（就学している障がい児が対象）

3 佐土原保育園（認可保育所）

定員60名

通常の保育事業に加えて、「延長保育」「一時保育」等を実施
その他、補助対象事業として、必要に応じて「障がい児保育」等を実施
その他、必要に応じて園庭開放等を実施
自主事業として「学童保育事業」を実施

「佐土原児童クラブ（放課後児童健全育成事業）」を併設

宮崎市からの受託事業

定員44名（佐土原小学校在学の6年生までが対象）

高齢者福祉部門

1 明照デイサービスセンター 他

(1) 明照デイサービスセンター（通所介護事業、第1号通所事業）

定員45名

報酬単価：通常規模

サロン事業を実施

(2) 再掲 相談支援センター明照（居宅介護支援事業）

(3) 再掲 明照ヘルパーステーション（訪問介護事業、第1号訪問事業）

(4) グループホーム明照（（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業）

定員9名（1ユニット）

(5) ひだまりデイサービスセンター（通所介護事業、第1号通所事業）

定員18名

報酬単価：地域密着通所介護

サロン事業を実施

(6) 配食サービス事業

月曜日から土曜日の昼食及び夕食の配食

1食あたり450円（主食抜きの場合400円）

2 ひだまり柳丸館

(1) デイサービスセンターひだまり柳丸館（通所介護事業、第1号通所介護）

定員18名

報酬単価：地域密着型通所介護

サロン事業を実施

(2) 住宅型有料老人ホームひだまり柳丸館

定員21名(個室15部屋、2人部屋可能3部屋)

老人福祉法第29条第1項に規定されている事業

(3) デイサービスセンターひだまり2号館(通所介護事業、第1号通所介護)

定員28名

報酬単価：通常規模

サロン事業を実施

障がい者福祉部門

1 那珂の郷

(1) 就労継続支援B型事業所

定員30名(平成30年4月1日付けで定員増)

非雇用契約型による就労や生産活動の機会を提供する

(2) 就労移行支援事業所

定員6名

一般就労へ向けた取り組みを実施

(3) 生活介護事業所

定員24名(平成30年4月1日付けで定員増)

利用対象者

常時介護が必要な障がい者であって、障がい程度区分が3(施設入所支援を併せて利用する場合は区分4)以上である方、又は年齢が50歳以上で、障がい程度区分2(施設入所支援を併せて利用する場合は区分3)以上である方

(4) 日中一時支援事業所(地域生活支援事業)

定員10名

利用対象者

中学生以上の知的障がい児・者

(5) 再掲 相談支援センター明照(相談支援事業)

(6) 再掲 明照ヘルパーステーション(居宅介護等事業)

共同管理部門(高齢者福祉部門及び障がい者福祉部門)

1 相談支援センター明照

高齢者福祉及び障がい者福祉に関する相談支援に係る事業を実施する。

(1) 居宅介護支援事業部門

介護保険における指定居宅介護支援事業を実施。

老人在宅介護支援センター事業を実施。

(2) 相談支援事業部門

障害者総合支援法における特定相談支援事業及び障害児相談支援事業を実施。

2 明照ヘルパーステーション(居宅介護等事業)

介護保険法及び障がい者総合支援法に基づく高齢者及び障がい者へのホームヘルパーの派遣、制度外サービスとして有償ホームヘルプサービス事業を実施する。

(1) 訪問介護事業部門

介護保険法における訪問介護事業

(2) 居宅介護等事業部門

障害者総合支援法における居宅介護、重度訪問介護、同行援護事業を行う。

明照保育園 平成30年度事業計画

1 目 標

明るく素直で、おもいやりのある心、そして、自主性が芽生え元気に活動できる子どもを育てます。

2 目指す保育園像、園児像、保育士像

(1) めざす保育園像

子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視する保育園
家庭とともに、子育ての良きパートナーとしての信頼関係を築ける保育園。
地域、近隣施設との交流や、自然環境を多いに生かし、豊かな感性を育む保育園

(2) あるべき子どもの姿

笑顔であいさつできる子ども
感謝の気持ちや思いやりの心を持つ子ども
自然に親しみ好奇心や探究心を持つ子ども
心身ともに明るく健康な子ども

(3) めざす保育士像

保護者とともに子どもの成長の喜びを共有する保育士
個性を生かし伸ばせる保育士
保育士として資質の向上に努め自ら学ぶ姿勢を持つ保育士
一人ひとりに愛情を持って寄り添い信頼関係を結べる保育士

3 基本方針

豊かな自然や地域の方とのふれあいを通じ、温もりのある保育活動を行います。
生活の基礎を知り自らやり遂げようとする向上心、相手を認め自分を認める自己肯定感を育てます。
規律ある生活の中で、よく遊び、よく学び、よく食べ、よく寝るなどの健やかな生活習慣を育てます。

4 重点事業

(1) くつろいだ雰囲気の中で、子どもの様々な欲求を満たします。

子どもとの信頼関係を基盤とし、一人ひとりの気持ちを、尊重し温かく見守りながら愛情深く対応します。

子どもの自発性や探索意欲などを高めるとともに、自分への自信をのびのびと主体的に活動できるよう支援します。

特別支援について学びを深め、支援対象児が他児と共に成長できるように保育します。

(2) 子どもが経験を積み重ねていく姿を様々な側面からとらえ、総合的な保育を行います。

健康

健康な生活に必要な基本的な生活習慣を身につけます。(食事、排泄、睡眠、着脱、清潔)

子どもが進んで体を動かし、様々な遊具や用具を使った運動、子どもが遊びこめる環境の充実を図ります。

病気の予防に必要なことに積極的に取り組み、自分の健康に関心をもてるようにします。

人間関係

友達や保育者、世代間との交流を深め、思いやり・親しみ・愛情・信頼関係を持て

るようにし、社会性の確立と自立を育成します。(異年齢児交流、高齢者交流等・地域の方とのふれあい)

環境

身近な環境に興味や関心を持ち、様々な体験を重ね、生活に取り入れることができるようにします。

自然等身近におこる事象に関心をもてるようにします。(天気・季節)

言葉

言葉のやり取りを楽しむ中で、伝える力、聞く力を獲得し、生活の中で必要な言葉の理解と相手への伝え方を身につけます。

表現

いろいろな素材に触れ、えがいたり、つくったりし、自分なりの表現を楽しめるようにします。(水・砂・土・紙・粘土等)

様々な楽器に触れ、音に親しみ、リズムに合わせて、体を動かしたり、歌うことや、楽器を使う楽しさを味わえるようにします。

(3) 子どもたち全員の健康及び安全の確保に努めます。

施設内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を適切な状態に保持し、設備、用具、玩具などの配置、整理を行い日頃から安全な環境作りに努めます。

健康診断や身体計測により、子どもの発育・発達などの健康状態を把握します。

不審者対策や災害発生などに備え、危険個所の点検や避難訓練を十分に行い、安全対策のために職員の共通理解や、体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力のもと、安全な指導を行うよう努めます。

「お・は・し・も」を基本とし自ら安全を守れるよう指導を行います。

(4) 毎日の生活と遊びの中で、意欲を持って、季節に沿った食に関する体験を積み重ねます。

日々の食事や野菜の栽培、クッキングの活動を通して、様々な素材にかかわり、調理することに関心を持てるようにします。

家庭と連携し、子どもの状態に応じて摂取方法や摂取量に考慮し、食べることができるよう工夫を行います。

自然の恵みや食材、調理する人への感謝の気持ちを育みます。

(5) 保護者の気持ちを受け止め、安定した親子関係や養育力の向上をめざすとともに、地域のニーズに合わせた子育て支援を行います。

延長保育、一時保育、休日保育、園庭開放などの特別保育を実施します。

地域の方々との交流を深め、世代間交流の充実を深めます。

連絡ノートや、日々の送迎時の対話や保護者が参加する行事を大いに活用し保護者の気持ちや、悩みを直接聞き取る機会ととらえ、ともに子育てをする中での共通理解を図ります。

子どもの障がい、発達上の問題が見られる時には専門機関と連携し、保護者の心に寄り添いながら支援していきます。

(6) 地域の保・幼・小・中との関わりの中で職員同士の情報交換、相互理解等の連携を図り、子ども達の成長を見守る環境を整えていきます。

地域の方や、小、中学校との交流、法人内の施設との交流を通して、思いやりの気持ちを育みます。

小学校の教師との意見交換を行い相互理解を図ります。

(7) 日々の保育活動の中で運動遊びを取り入れ体育遊びの充実を図ります。

走る、跳ぶ、投げる、登るなど、様々な動きを取り入れた体育遊びの充実を図ります。

ルールのある遊びや固定遊具、運動用具を大いに活用し十分に体を動かします。

周辺の環境を活かし園外保育・散歩・長距離散歩を積極的に取り入れます。

(8) 職員の資質の向上を図ります。

外部研修への参加、園内研修を受け、職場全体にフィードバックをし職員の資質向上を図ります。

年齢別会議、保育研究を行い現場に必要な情報の交換をし知識の向上を目指します。

(9) 子ども一人ひとりの個性を把握し、一人ひとりの特性に応じた保育を行います。

子どもの安定した生活を保障し、集中する体験を大切に健やかにのびのびと育つ保育を行います。

乳幼児期の個々の個人差を認め、特性を受け入れ、時間で区切ることを緩やかにし、無理のない生活の流れの中で保育を展開します。

子どもの実態や取り巻く状況の変化に即して、保育の過程を記録し職員間の情報共有や各種専門機関との連携に活用すると共に、保育内容の見直しを定期的に行います。

5 年間事業計画

月	事業名等
4月	入園・進級式、花祭り参観日、父母の会総会、お見知り遠足(弁当の日)
5月	こいのぼり会 芋の苗植え、内科検診、菖蒲見学、親子遠足・交通安全教室
6月	歯科検診、社会見学(年長・年中児)
7月	プール開き、七夕の集い、お泊り保育(年長児) 園外保育(弁当の日)
8月	納涼祭
9月	祖父母参観日、運動会予行練習
10月	奉仕作業、運動会、芋掘り、クッキング・園外保育(弁当の日) 思い出旅行(年長児)・参観日
11月	七五三参り、内科検診、発表会予行練習、発表会公開リハーサル
12月	発表会、もちつき、クリスマス会、クッキング、終業式
1月	始業式、消防署立会い避難訓練、園外保育(弁当の日)
2月	節分、小学校見学(年長児) マラソン大会
3月	もちつき、ひなまつり会、お楽しみ遠足、ミニお別れ会、卒園式、修了式

注) 全ての行事が全園児参加の行事とは限りません。特定のクラスや年齢の児童のみが参加する行事があります。

その他

(1) 毎月行なう行事

誕生会・(誕生児の保護者試食会) 身体計測、避難訓練、15分体操の日(異年齢交流)、デイサービス交流、グループホーム交流、地域いきいきサロン参加、異文化交流

(2) 園外保育(季節、年齢に応じて行う)

社会見学、流れるプール、長距離散歩

原口こども園 平成30年度事業計画

1 目 標

- (1) 本園は、幼保連携型認定子ども園の円滑な運営を図るとともに、子ども及び保護者の立場に立った、適切な教育・保育活動を行います。
- (2) 教育及び保育の中での様々な体験をとおして、自ら考え、自ら行動し、自ら生きる力の基礎を育てます。

2 目指すこども園像、園児像、保育教諭像

(1) 目指すこども園像

穏やかで落ち着いた雰囲気の中で、楽しく、安心して、のびのびと生活できるこども園

"こども園大好き"、こんな言葉が子どもたちから聞かれるこども園
安心して子どもを預けられるこども園

(2) あるべき子どもの姿

心も身体も健康でたくましく活力に満ちたこども
友だちとの遊びや活動の中で思いやりの心を持ち協力しあうことができるこども
挨拶や返事がきちんとできるこども
こども園や家庭のきまりを守ることができるこども

(3) めざす保育教諭像

子ども一人ひとりの心に寄り添い、温かく落ち着いた態度で子どもに接する保育教諭
専門性に富み、高い倫理観と人権意識を持ち責任感のある保育教諭
職員間の連携を密にし、チームワークを組んで教育・保育に取り組む保育教諭
法人および本園の目標を達成するために、主体的、計画的に業務に取り組む保育教諭

3 教育及び保育方針

子ども一人ひとりのよさや可能性を最大限に引き出し伸ばす教育・保育活動を実践します

子どもの安全が守られ、こどもが安心して過ごせる教育・保育環境をつくります

職員一人ひとりが自己研鑽に努め、教育・保育技能の向上に努めます

すべての家庭が安心と喜びを実感しながら子育てができるよう、子育て支援機能の充実を図ります

4 重点事業

(1) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づいた教育・保育を展開します

幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を遵守するとともに、「教育及び保育の内容に関する全体的な計画」に基づき、計画性を持った適切な教育及び保育をおこないます。

0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育を園児の発達の連続性を考慮して展開します

園児の在園時間の長短、入園時期や登園日数の違いを踏まえた教育及び保育の内容を工夫します

子どもの最善の利益を守り、保護者と共に心身を健やかに育みます

一人ひとりの保護者の生活状況を踏まえ、信頼関係を築き共育を推進します

(2) 教育・保育の質の向上を図ります

一人ひとりの発達や興味にあった活動が豊かに展開できるよう、教育・保育環境を整えるとともに、地域の関係機関と連携し、教育・保育の質の向上を目指します(教育・保育

活動向上委員会、地域活動委員会)

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養います(健康:早寝早起き朝ごはん等)

他の人々と親しみ、支えあって生活するために、自立心を育て、人とかかわる力を養います(人間関係:高齢者・学校との交流、異年齢児との交流、友愛訪問、ボランティア等の受け入れ)

周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持ってかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養います(環境:自然とのふれあい、野菜や草花の栽培、散歩、園外保育等)

経験したことや考えたことなどを自分なりに言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養います(言葉:日常の挨拶、言葉による伝え合い等)

感じたことや考えたことを自分なりに表現することを通して、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにします(表現:絵本の読聞かせ、紙芝居、図画・工作等)

(3) 健康管理・事故防止・防災対策に取り組みます

子どもたちの安全の確保、健康及び衛生の保持等について細心の注意を払います(安全対策委員会)

学校医及び学校歯科医は、乳幼児期の診断治療に当たるとともに、健康管理及び保健衛生について助言指導します。また、学校薬剤師は学校環境衛生に関して助言指導します(健康診断及び環境衛生検査等)

学校安全計画、学校保健計画に基づき園児の安全の確保及び健康・衛生管理に努めるとともに、災害時の職員の役割の周知を図ります(定期健康診断、避難訓練、交通安全教室(子ども):外部講師)

機械・器具・遊具等の保守・安全点検を実施します(定期的な園舎内外の安全点検等)

保育事故及び感染症、食中毒の予防に努めます(安全管理マニュアル、感染症対応マニュアル)

事故及びヒヤリハット報告等の分析・検討などを通じた具体的な事故防止対策や体制等の検討を行い、事前の対策と危険の認識を深めます(事故・ヒヤリハット対策会議の開催)

学校医の指示の下で適切な対応をします(食物アレルギー診断書、除去食指示票、与薬指示書等)

虐待の予防および早期発見に努めます(虐待対応マニュアルの遵守、部内研修会(職員):外部講師)

(4) 食育およびエコ活動に取り組みます

食育活動計画及びエコ活動計画に基づいた取り組みを行います(食育・エコ活動委員会) 栄養士等と連携をとり、クッキング、野菜の栽培等を通して食育をすすめます

食べることや食物、健康な体づくりに興味を持つ子どもを育てます(出前講話(子ども):外部講師)

離乳食を円滑かつ効果的に提供します(「離乳食提供マニュアル」)

電気や水の節約、ゴミの分別、ボトルキャップの回収、廃材活用等様々なエコ活動に取り組みます(石崎浜清掃、地域でのごみ集め、那珂の郷等との連携、施設見学、出前講話(子ども):外部講師)

(5) 子育て支援(地域貢献活動)を総合的に推進します

子育て支援及び家庭や地域社会との連携は幼保連携型認定こども園の重要な役割の一つであることを認識し、子育て支援計画に基づき、子育て支援のための事業を行います(子育て支援委員会、スマイルクラブ)

子育てをしているすべての家庭を応援します(子育て支援の充実、育児講座(保護者):外部講師)

働きながら子どもを育てている人を応援します(教育・保育サービスの充実)

親子の学びと育ちを応援します(子どもの育ちに応じた家庭・地域教育への支援)

障がいのある未就学の子どもの、身近な地域で発達支援を受けられる新たな事業の研究・検討を行います(児童発達支援事業)

(6) 保護者及び学校との連携の強化に努めます

保護者と子どもの情報等を共有するとともに、小学校との円滑な接続を図るため、宮崎市保幼小接続期カリキュラムに基づいて、学校教育との連携を強化します。

日頃から子どもの状況を保護者と伝えあい、子どもの発達の状況や課題について共通理解に努めます

小学校との連携に努めます（保・幼・小連絡会議、相互交流、体験入園等）

成長の記録を繋ぎ共通理解を深めます（認定こども園こども要録、宮崎市保幼小接続期カリキュラム）

(7) 障がいのある園児の教育及び保育に努めます

障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、子どもの状況に応じた教育・保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援を行います。

ありのままの園児の姿を受け止め、園児が安心し、ゆとりを持って周囲の環境と十分にかかわり、発達していくようにします（個別計画の作成、保育者の研修、保護者との連携）

子育て等の相談・助言ができる体制を構築します（保護者個別面談、療育機関との連携、就学支援）

5 年間事業計画

月	事業名等
4月	進級式・新入園児歓迎会、こどもの日の集い
5月	芋の植付け（4・5歳児）園外保育（鶴松館）
6月	総合防災訓練、交通安全教室、エコクリーンプラザ宮崎見学（4・5歳児） 〔内科健診〕〔歯科検診〕〔ぎょう虫・尿検査〕
7月	七夕集会、プール開き、夏季保育（3・4歳児）オープンコーナー、佐土原夏まつり
8月	プール納め、園外保育（新富プール）夏まつり
9月	食育出前講座
10月	運動会（広瀬地区交流センター）芋ほり〔内科健診： 〕
11月	総合防災訓練〔ぎょう虫検査： 〕
12月	もちつき会、クリスマス会
1月	年はじめの会、生活発表会（佐土原総合文化センター）オープンコーナー
2月	豆まき、マラソン大会・親子レクリエーション、新入学児交通安全教室、エコ出前講座
3月	ひなまつり会、お別れ会、卒園式、修了式

その他

(1) 毎月実施する行事等

誕生会、避難訓練、体格測定、なかよしリズム、作品展（JA等）
新入園児歓迎会、退園児お別れ会（随時）

(2) 外部講師による活動

ジョン先生と遊ぼう（4月～）紅美先生と音遊び（5月～）食育出前講座、エコ活動出前講座、交通安全教室

(3) 交流活動

原口サロンとの交流（毎月）学校及び高齢者との交流（体験学習、友愛訪問、相互訪問等）地域交流活動

原口こども園学童保育事業 平成30年度事業計画

1 目 標

- (1) 学童保育は、小学校に就学している子どもの保護者の労働等による、放課後や長期休業等に、家庭に代わる適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。
- (2) 放課後等の児童の生活と遊びを保障・支援し、児童の健全な育成と保護者の子育てを支援します。

2 基本方針

共働き家庭の増加や核家族化の進展等により、放課後や学校休業日に「安全で安心な生活の場」を求める声は高まっています。そのような中、子育て支援及び家庭や地域社会との連携は「幼保連携型認定こども園」の重要な役割の一つであることを認識し、学童保育活動を行います。

3 重点事業

(1) 生活指導（日常のしつけ・正しい生活習慣等の形成）を行います

児童が、将来、健全な社会生活を営む上に必要な基礎的な生活習慣を身につけるための必要な支援を行います。

家庭と協力し「早寝・早起き・朝ごはん」の習慣化に努め、生活リズムの定着化を図ります。

身の回りの整理整頓を、自ら進んで行う態度を育てます。

自ら進んで、はきはきとした元気なあいさつや、返事が素直に表現できる人格の形成に努めます。

人を思いやり、感謝できる子どもの育成に努めます。

(2) 学習意欲や態度の醸成に努めます

学童保育は、学校での緊張感から開放されたくつろぎの場です。そのことを念頭において、学校の復習や宿題など、自ら進んで学習に取り組もうとする態度を育てます。

(3) 健康管理に努めます

たえず児童の健康状態（顔色・体調等）に注意をはらうとともに、けがや不慮の事故を防止するため健全な遊びの指導、交通安全指導を徹底します。

余暇の遊びを通して、体力の向上や身体機能を高め病気に負けない体づくりを行います。

(4) 家庭との連携に努めます

児童が自立できるよう保護者とともに児童のサポートをします。

学童保育での児童の過ごし方や様子などについて保護者に知らせるとともに、必要な場合には個人面談等を行うなど、家庭との日常的な連絡、情報交換を行います。

(5) 学校・関係機関との連携に努めます

学童保育や学校における様子等の情報交換を行うとともに、「学童だより」等の小学校への配布等を通して、日常的な連携に努めます。

(6) 事故防止、安全対策に取り組みます

日々の学童保育活動、避難訓練、防犯・交通安全指導を通して、児童の安全確保を図

るとともに、集団下校の徹底、お迎え者や時間の変更の確認、出欠確認を確実にし、事故・事件の未然防止を図ります。

「安全管理マニュアル」および「感染症対応マニュアル」に基づき、感染症および食中毒の予防に努めます。

虐待の予防及び早期発見に努めます。(虐待対応マニュアルの遵守、関係機関との連携)

(7) 地域貢献活動に取り組みます

利用エリアの拡大に努めます。(卒園児童や広瀬小学校区外の利用を可能な限り実現) 養育困難家庭や低所得者へ配慮します。(利用料の減免措置)

家庭における子育ての負担感や不安、孤立感を和らげ、喜びを感じながら子育てできるように、子どもの育ちと子育てを支援します。(こども園と連携した育児講座の案内、各種情報提供等)

4 年間事業予定

月	事業名等	
4月	歓迎会、避難訓練(避難経路の確認)	【春季休業】
5月		
6月	避難訓練、誕生会(4・5・6月生まれ)	
7月	プールあそび開始、	【夏季休業】
8月	プールあそび終了、園外活動(新富プール)、クッキング、夏まつり、社会見学、避難訓練(こども園と合同)	【夏季休業】
9月	誕生会(7・8・9月生まれ)	
10月	避難訓練	【秋季休業】
11月		
12月	誕生会(10・11・12月生まれ)もちつき会、避難訓練、クリスマス会、大掃除	【冬季休業】
1月	お正月あそび、	【冬季休業】
2月	節分、避難訓練	
3月	ひなまつり、誕生会(1・2・3月生まれ) お別れ会	【学年末休業】

【定期的に行なう行事】

誕生会(6・9・12・3月)、避難訓練(偶数月)、園外保育は上記以外に別途計画する。

放課後等デイサービスはるぐち 平成30年度事業計画

1 目 標

- (1) 放課後等デイサービスの円滑な運営を図るとともに、子ども及び保護者の立場に立った、適切かつ円滑な放課後等デイサービスの提供を図ることを目的とします。
- (2) 子どもの心と気持ちを大切に、仲間と喜びや成長を共に感じられる施設を目指します。

2 基本方針

- (1) 子ども一人ひとりの状態に即した個別支援計画に沿って発達支援を行います。個別支援計画は、子ども又は保護者の同意のもとに作成し、子どもに対する支援がより良いものになるように努めます。
- (2) 日常生活における基本動作及び知識技能を提供するとともに、集団生活に適応することができるよう、適切かつ効果的な支援、指導・訓練を行います。
- (3) 放課後等デイサービス事業等の設備及び運営に関する基準等、その他関係法令等を遵守し、「放課後等デイサービスガイドライン」にそった運営、事業を実施します。

3 重点事業

(1) 自立支援と日常生活の充実のための活動を行います

子どもの発達に応じて必要となる基本的日常生活動作や自立生活を支援するための活動を行います。

基本活動として、

- 1) 日常生活訓練（日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等）
 - 2) 集団生活適応訓練（調理実習、買い物等）
 - 3) 創作活動（絵画、工作、園芸等）
 - 4) 個別的活動（個人の能力に応じた学習や趣味活動）
- などを行います。

介護サービスとして、更衣、排せつ等の身体介助を行います。

(2) 地域交流等の機会の提供を行います

障害があるゆえに子どもの社会生活や経験の範囲が制限されてしまわないように、子どもの社会経験の幅を広げていきます。

社会体験学習では、様々な社会資源を活用し体験する機会を提供することで、活動の範囲を広げ、余暇の提供や、将来の自立や地域生活を見据えた活動を行います。

(3) 衛生・健康管理に努めます

子どもの来所時の健康チェック等を実施し、健康管理の把握に努めるとともに、疾病を持った子どもに対しては、保護者・関係機関と連携し安定回復に努めます。

感染症の予防や健康維持のため、常に清潔に心がけ、手洗い、うがいの励行、換気等及びおやつや学校休業日における昼食の提供に係る設備等の衛生管理を徹底します。

事業所内の整理整頓、室内や屋外の環境整備・美化に努めます。

(4) 保護者支援に努めます

家庭内での養育についてペアレント・トレーニング等活用しながら子どもの育ちを支える力をつけられるよう支援します。また、子育ての悩み等に対する相談をおこないます。

日常的な子どもとの関わりを通じて、保護者との信頼関係を構築し、保護者が子どもの発達に関して気兼ねなく相談できる場になるよう努めます。

必要な場合には個別面談や訪問相談等を通じて、家庭との日常的な連絡、情報交換を行います。

(5) 保護者及び学校・関係機関等との連携に努めます

本事業の実施にあたっては、学校や就学前に利用していた保育所、関係市町等と密に連携し、情報を共有することにより、子どもに対する理解を深めるとともに、適切な支援を提供します。

保護者の同意を得た上で、特別支援教育コーディネーター等から個別の教育支援計画等についての情報提供を受けるとともに、個別支援計画を学校へ提供するなど、学校との連携を図ります。また、学校の行事や授業参観等に参加し、本人の状態や支援の方法等の把握に努めます。

日頃から子どもの状況を保護者と伝えあい、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持つように努めます。また、医療的ケアの情報や、気になること等の情報を連絡ノートを通じて共有します。

(6) 事故防止、安全対策に取り組みます

子どもの健康状態の急変、非常災害、感染症の蔓延、送迎時の事故など想定される様々なリスクに対する、非常災害訓練や対応マニュアルの策定、室内や屋外の環境の安全点検・補修、関係機関との連携等により、日頃から十分な備えに努め、利用者の安全確保を図ります。

やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性、非代替性、一時性の要件が備わっているかを組織的に慎重に検討し、子どもや保護者に事前に十分説明をし、了解を得た上で行います。

子ども虐待防止の観点から、「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」に沿った対応を行います。虐待事象に対しては関係機関等と連携して対応を進めます。

(7) 地域貢献活動に取り組みます

養育基盤の脆弱な家庭や低所得者へ配慮します。(利用料の減免措置)

家庭における子育ての負担感や不安、孤立感を和らげ、喜びを感じながら子育てできるように、利用者の育ちと子育てを支援します。(こども園と連携した育児講座の案内、各種情報提供等)

4 年間事業予定

月	事業名等	
4月	お花見ドライブ	春季休業
5月	遠足	
6月	施設内レクリエーション	
7月	社会見学、避難訓練	夏季休業
8月	施設内レクリエーション、社会見学、遠足、	夏季休業
9月	遠足、避難訓練	
10月	遠足	秋季休業
11月	施設内レクリエーション	
12月	もちつき会、クリスマス会	冬季休業
1月	社会見学、施設内レクリエーション	冬季休業
2月	節分、避難訓練	
3月	遠足	学年末休業

毎月実施：誕生会、バイタルチェック、歓迎会・お別れ会(利用者該当日)

夏まつり、運動会(原口こども園行事に参加)

佐土原保育園 平成30年度事業計画

1 目 標

自然環境を生かして一人ひとりの子どもの確かな発育・発達を支援し、心身共に健康で個性豊かな子どもを育成します。

2 目指す保育園像、園児像、保育士像

(1) めざす保育園像

園児の安心・安全を基調にした楽しい保育園
豊かな感性を育み地域社会と共に歩む保育園
保護者との連携を基盤に共に支え合うあたたかい保育園

(2) あるべき子どもの姿(自分で考え行動できる子どもを目指して)

明るく優しい元気な子ども(明朗・礼儀・快活・健康)
仲良く友達と遊ぶ子ども(親愛・友情・関心・創造・模倣)
素直で何でもやろうとする子ども(正直・素直・判断・友好・進取・忍耐・挑戦)

(3) めざす保育士像(気づく保育士・考える保育士・協働する保育士・保護者の想いを受け止める保育士)

子どもの生活の安心安全を基調に全ての園児に愛の眼を注ぐ保育士
園の目標達成のために組織的、計画的に実践できる保育士
保護者の期待と個々の園児の成長に対応し、日々資質の向上に努める保育士

3 基本方針

子どもの健全な成長のために保護者・地域社会と連携し、その福祉の増進に努めます。
新保育指針に乗っ取り、「養護と保育」を日々の保育の中でしっかりと園児一人ひとりに応じて援助します。

「子どものための保育園」の理想を達成するために、家庭や地域との連携を図りながら子ども一人ひとりの「育ち」に合わせた保育を基本とします。

身近な自然環境や歴史社会資源にふれながら、保護者の希望、要望を誠実に受け止め、すべての児童のよりよい保育を目指して、地域に根ざした「佐土原保育園」を運営します。

4 重点事業

(1) 丈夫な体と豊かな心づくりを進めます。

家庭との連携(連絡帳・送迎時の連絡・その他)による生活リズムの確立と、走る・跳ぶ・投げる・登る・滑る・回るなどの運動遊びによる身体づくりを行い総合的な発育増進を図ります。

豊かな心を創るために、言語・リズム・歌遊び・体力などの活動を段階的・継続的に行い総合的に発表する場を設けます。

規則正しい生活リズムをつくるため生活表を生かし、自分で考えて行動する素地を作ります。

園での遊びの充実をはかるため、保育者・友人との遊びを工夫して楽しみます。

「早寝、早起き、朝ご飯の勧め」を基本に家庭との連携を深めながら園児の生活リズムの確立に努めます。送迎時の交流を大事にします。

園児の健康・安全・交遊等について送迎時を活用して情報交換の工夫を行います。

(2) 基本的な生活習慣を身につける自立を促しその支援に努めます。

食事・排泄・衣服の着脱などの生活習慣をつくるための支援を行います。

心のこもった元気な挨拶ができるようにするため保育者が一致して手本を示します。

(3) 異年齢、世代間交流を進めるための計画を立て実践します。

地域の人や周りの人と生活を楽しむことができますようにします。
 高齢の方（地域・事業所（デイサービス・グループホーム）との交流を深める事業を計画し実践します。

(4) 地域の環境を生かした園外保育を進めます。

自然環境を生かした栽培活動を進めます。
 地域の人や団体との交流を計画し実践します。
 周辺の施設等の見学と散策を行います。
 近隣地区高齢者の運動会等への招待活動を通して、豊かな児童の育成を図ります。

(5) 地域の保護者支援として、保育支援活動を行います。

保護者の子ども子育て支援（スマイルクラブ）を実施します。

(6) 非常災害時の地域との共同訓練計画（地域との交流）

近隣団体との災害避難対策についての協議の場の設定について取り組みます。

5 年間事業計画

月	事業名等
4月	入園・進級おめでとう会、小学校入学式、保育参観（保護者会総会）
5月	園外保育、内科健診、祖父母参観、歯科検診、しょうぶ園見学
6月	交通安全教室、尿・ぎょう虫検査、中学生の体験学習
7月	プール遊び、園外保育（流れるプール）・ミニサマーキャンプ
8月	水遊び、すいか割り、夏祭り、夏の保育参観、園外保育
10月	運動会、遠足、芋ほり
11月	佐土原福祉まつり、佐土原総合文化祭、内科健診、ぎょう虫検査
12月	生活発表会、クリスマス会、ケーキ作り
1月	年始遊び、園外保育、餅つき
2月	卒園旅行、節分、佐土原交通安全教室、マラソン大会
3月	親子遠足

その他、月または年間の行事等

- ・保護者参加による保育体験活動（保護者の一日保育体験）
- ・誕生会、身体計測、避難訓練（非常災害・不審者対策）交通安全対策、給食検討会、園内研修（報告会等）事故・疾病検討会、個別カンファレンスなど
- ・異文化体験活動・歌遊び活動（ドレミの時間）さくら・すみれ・もも）
- ・体育遊び（さくら・すみれ・もも）
- ・筆遊び活動（さくら）
- ・食育（野菜栽培、クッキングなど）

環境、安全・美化活動

保健安全に関する消毒等の管理

宮崎市からの受託事業として、佐土原小学校内に設置されている「佐土原児童クラブ」の運営を行います。

自主事業として「学童保育」を行います。

佐土原児童クラブの待機児童対策を主な目的として、学童保育を実施します。

運動会・発表会への地域高齢者招待への工夫

佐土原保育園児童クラブ事業 平成30年度事業計画

1 目 標

佐土原小学校に通う児童（保護者の就労等の関係で放課後に児童の面倒が見られない家庭）の安心安全の生活の場として児童の健全育成を図ります。

一人ひとりの児童の健康や友達関係に配慮しながら、家庭に代わる生活・学習の場としての役割を果し、余暇の活用を図ります。

2 基本方針

宮崎市教育委員会の「児童クラブの目的」にしたがって、明照福祉会、佐土原保育園が受託して行うものです。

本児童クラブに通ってくる児童の遊びや豊かな生活を支援し、学習等の場を提供しながら心身の豊かな児童の育成を図ります。

子育てと仕事の両立を目指す保護者の支援と連携を図ります。

小学校との連携を密にし、学校に通う児童の安らぎの場としての位置づけを大事にします。

3 重点事業

(1) 自らの健康についての意識を高めさせ、児童の健康管理に努めます。

児童の健康状態を目視し、必要に応じて保護者との連絡を密にします。

健康観察

余暇の遊び（集団・個、室内外）

保護者との連絡・連携

(2) 身の回りの整理整頓に努めさせ、基本的な生活習慣の育成を支援します。

ロッカー等の整理整頓

学習用具や遊具等の取扱いと後始末

清掃活動への参加

(3) 学校での学習成果を生かしながら、自ら進んで学ぶ態度を支援します。

下校後の学習（宿題・宅集等）

下校後の自主学習の意欲づくり

(4) 長期の休み等における学習・生活・運動等の活動を支援します。

長期休業中における生活を豊かにする活動

休業中の自主学習の意欲づくりと支援

製作活動の支援

クラブ周辺の散策活動

(5) 児童の健全な成長のために家庭や関係機関との連携を深めます。

生活・学習・運動などについての児童の情報を保護者に伝え、相互に連絡し合っ児童の自立への援助を行ないます。

(6) 関係機関との連携を密にし、事故のない生活をします。

佐土原小学校との連絡・調整

保護者との連携

運営主体の「佐土原保育園」との連携
危機管理等

- (7) 小さな社会人を育成する立場から、周辺や友人との連帯を学びます。
周辺の美化に目を向け、企画し実践する。

4 年間事業予定

月	事業名等	
4月	歓迎会	【春季休業】
5月		
6月	誕生会（4・5・6月生まれ）	
7月	自主避難訓練、プール活動、クラブ周辺の美化活動	【夏季休業】
8月	園外活動（プール）社会見学、クラブ周辺の美化活動	
9月	誕生会（7・8・9月生まれ：）	【秋季休業】
10月	自主避難訓練 佐土原保育園運動会参加	
11月	誕生会（10・11・12月生まれ）	
12月	クリスマス会、大掃除	【冬季休業】
1月	お正月遊び	
2月	自主避難訓練、節分、佐土原保育園マラソン大会参加	
3月	誕生会（1・2・3月生まれ）お別れ会	【学年末休業】

歓迎会・誕生会等、必要な行事は、「佐土原学童クラブ」と連携して行います

佐土原保育園学童保育事業 平成30年度事業計画

1 目 標

保護者の就労等による、放課後の児童が安心して生活できる場として、保護者支援の立場から「佐土原学童クラブ」における児童の健全育成を図ります。

一人ひとりの児童の健康や友達関係に配慮しながら、家庭に代わる生活・学習の場としての役割を果し、余暇の活用を図ります。

2 基本方針

本学童保育は、併設する「佐土原児童クラブ」(宮崎市教育委員会より受託)と連携を図りながら、通ってくる児童の遊びや豊かな生活を支援し、学習等の場を提供し、併せて児童の心身の豊かな育成を図ります。

子育てと仕事の両立を目指す保護者の支援を目指します。

保育園の園児との交流の中で小学生としての存在を示し、共に生き方を学び合う場とします。

3 重点事業

(1) 自らの健康についての意識を高めさせ、児童の健康管理に努めます。

児童の健康状態を目視し、必要に応じて保護者との連絡を密にする。

健康観察

余暇の遊び(集団・個、室内外)

保護者との連絡・連携

(2) 身の回りの整理整頓に努めさせ、基本的な生活習慣の育成を支援します。

ロッカー等の整理整頓

学習用具や遊具等の取扱いと後始末

清掃活動への参加

(3) 学校での学習成果を生かしながら、自ら進んで学ぶ態度を支援します。

下校後の学習(宿題・宅集等)

下校後の自主学習の意欲づくり

(4) 長期の休み等における学習・生活・運動等の活動を支援します。

長期休業中における生活を豊かにする活動

休業中の自主学習の意欲づくりと支援

製作活動の支援

クラブ周辺の散策活動

(5) 児童の健全なせいちょうのために家庭や関係機関との連携を深めます。

生活・学習・運動などについての児童の情報を保護者に伝え、相互に連絡し合っ児童の自立への援助を行う。

(6) 関係機関との連携を密にし、事故のない生活をします。

佐土原小学校との連絡・調整

保護者との連携

運営主体の「佐土原保育園」との連携
危機管理等

- (7) 小さな社会人を育成する立場から、周辺や友人との連帯を学びます。
周辺の美化に目を向け、企画し実践する。

4 年間事業予定

月	事業名等
4月	歓迎会 【春季休業】
5月	
6月	誕生会（4・5・6月生まれ）
7月	自主避難訓練、プール活動、クラブ周辺の美化活動 【夏季休業】
8月	園外活動（プール）社会見学、クラブ周辺の美化活動
9月	誕生会（7・8・9月生まれ：） 【秋季休業】
10月	自主避難訓練 佐土原保育園運動会参加
11月	誕生会（10・11・12月生まれ）
12月	クリスマス会、大掃除 【冬季休業】
1月	お正月遊び
2月	自主避難訓練、節分、佐土原保育園マラソン大会参加
3月	誕生会（1・2・3月生まれ）お別れ会 【学年末休業】

誕生会・歓迎会等必要な行事は「佐土原児童クラブ」と連携して行います。

明照デイサービスセンター 平成30年度事業計画

1 目 標

ご利用様が要支援・要介護状態となった場合においても、出来る限り住み慣れた地域で有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、必要な日常生活上の支援や介助・機能訓練を行うことにより、ご利用者様の社会的孤立の解消及び心身機能の維持を行い、またご利用者様のご家族においても身体的及び精神的負担の軽減を図っていきます。

2 基本方針

平成30年度の介護報酬改定において、通所介護ではアウトカム評価や生活機能向上や機能訓練指導員対象資格の緩和などの自立支援に向けた取り組みが行われます。一方、サービス提供時間区分の見直しによる実質的な基本報酬の引き下げも行われます。制度の順応していく為に、今年度より要介護利用者において機能訓練加算の算定を行ってまいります。ご利用者様のニーズに合わせた機能訓練の実施、選択制脳活性化プログラム(カラフルタイム)、日常生活訓練、レクリエーション、外出行事等を通して、利用者のやりがいや可能性を共に見つけられる環境を作り、自立支援での対応を行い、ADLの維持・改善を目指してまいります。提供時間区分についても、ご利用者やご家族の要望に応じ時間延長での受け入れも柔軟に行なってまいります。

日曜日の営業を開始し2年が経過しました。ご利用者・ご家族からの要望もあり徐々に利用人数も増えて来ている状況であります。今後も要望に応じて受け入れを行い、日曜活動のコンセプトである外出を目的とした活動を行い、外出意欲の維持・向上を行なってまいります。

ご利用者様の地域での暮らしを支えていく為にも、各関係機関や民生委員を始め地域住民の方々とも連携し、明照デイサービスを利用されていない日でも安心な生活が継続出来るように、ご利用者様を支える地域連携の拠点として積極的に地域へ出かけてまいります。

介護人材について、今後深刻な問題となっております。介護人材の確保していくためにも、職員との面談を複数回を行い、業務や利用者支援、職員間の人間関係などの悩みや不安に等を聞き取り、改善し、福祉の心を養う場としてまいります。

2025年問題に向けて、今後の医療・介護・地域包括ケアシステム推進において、経営基盤の確立が必要であります。そのためには、機能の強化・人材の確保・育成・定着に努めていく必要があります。また、サービス品質の向上においては、サービスの見える化など地域包括ケア体制の実現に向けた事業の展開や地域貢献など今日的課題と向き合いながら、事業所だけでなく職員一人一人の意識改革、経営感覚を高める事ができるよう努めてまいります。

3 重点事業

(1) 個々のニーズに合わせた機能訓練、自立支援の実施と、それらが行える職員の育成

ニーズに合わせた機能訓練の実施、選択制脳活性化プログラム(カラフルタイム)、日常生活訓練、レクリエーション、外出行事等を通して、利用者のやりがいや可能性を共に見つけられる環境を作っていきます。また、利用者の自立支援を行うことで、利用者の生活の質を上げ、長く在宅ケアが維持できるように支援してまいります。

そのためには、提供内容の見直しを定期的に行う事で提供する内容の適正化を把握し、必要に応じて内容の変更や新たな活動など、利用者にあった取り組みの提供を目指してまいります。

職員の働きやすい環境も整え、職員のモチベーションを上げる事で利用者に質の良いサービスが提供出来る様に努めます。

利用者の状態に合わせて「予防支援」「介護支援」に分け、機能訓練を実施することで、機能の向上、維持を行います。

「予防支援」は、介護職員が中心となり、おひとりおひとりのニーズに合わせた生活機能向上グループ加算の取り組み内容の見直し、機能訓練の強化を図ってまいります。そして、来年度は予防認定者も機能訓練加算算定できるように、準備を行ってまいります。また、自宅活動を促進していく為の貯筋通帳の取り組みを促し、対象者を表彰すること

で利用者の意欲向上に努めていきます。貯筋通帳が浸透していくために、新規利用者には、契約の段階で貯筋体操について説明を行い、理解を深めていただきます。

「介護支援」は、看護師が本人、家族のニーズを把握し、機能訓練機能訓練加算の加算算定を行っていきます。対象者のアセスメント及び、目標設定、機能訓練、モニタリング、評価を実施していきます。

昨年度は特に冬場に転倒、骨折し、入院した利用者が多い傾向にあったため、今まで以上に機能訓練に力を入れていきます。

プログラムを充実させ、利用者おひとりおひとりのニーズに合わせた活動を提供します。

選択制脳活性プログラム（カラフルタイム）の実施、評価を定期的に行い、認知症の進行予防に努めるだけでなく、利用者のストロングポイントを活かし、生きがいや、やりがいの場を提供できるように努めます。活動内容の見直し、バリエーションを増やし、質の高いプログラムの提供を行います。

利用者が行った塗り絵、計算漢字プリント等はおひとりずつファイリングしていき、達成感や自信につなげます。また、壁画、小物、刺し子などの制作物も展示、掲示し、称賛することで、やりがいにつなげていきます。

昨年好評だった外食行事、買い物行事、公園での花見会（お弁当持参）を今年も取り入れていきます。また、行事が曜日によって偏りがないように、配慮していきます。

日曜日も、外出行事を行って行き、外出を希望される利用者のニーズを満たしていく活動を行っていきます。

また、新しいレクリエーションを積極的に取り入れ、マンネリにならないように努めます。

家族会は明照デイサービスフロアを使用し7月に行い、職員・利用者・家族との共有の時間を設け、在宅介護での相談や悩み、ニーズを解消していきます。家族・職員との互いの関係を深める事で、信頼関係作りを行います。

利用者及び家族・各関係機関に対して、定期的にアンケート調査によるニーズの分析を行い、ニーズに対して迅速に対応する事で利用者の望む支援に努めていきます。

ユニットリーダーを中心に自立支援ができる職員育成を行っていきます。

ユニットリーダーが各ユニットの職員に対して、職員の資質の向上に努め、高品質なサービスを提供できるように、一貫した教育を行います。

また、自立支援を行うことで、利用者の生活の質を維持、向上できる職員の育成を目指します。

ユニットリーダーは事業所理念やOJTツール（日常業務による指導）を効果的に活用することで職員一人ひとりの特性に合わせた指導や育成を行っていき、また統一したケアや業務が遂行できるように支援方法や業務マニュアルを定期的に更新していきます。

新人職員の指導・育成についてはユニットリーダー、プリセプターが中心となって、現時点でケアや業務の何が理解できていないのかを振り返るように明照デイ独自の指導育成チェックシートを活用することで効果的な指導・育成を行っていきます。また、ユニットメンバーが監査等で必要になる書類の作成を行った後は、そのチェックをユニットリーダーが行い、不備がないか確認します。

職員のメンタルケアを行い、離職予防

ユニットリーダー、管理者を含めた三者面談を7月、11月、3月と年3回行い業務や利用者支援、職員間の人間関係などの悩みや不安に対してこの場で聞き取ります。また、福祉に携わる職員として大切な福祉の心を養う機会とします。面談で上がった問題に関しては、会議等で出来る限り協議し、改善を行うことで、職員の不安解消や意欲向上に繋げ、離職者回避に努めていきます。また、定期的に職員の懇親会を開くことで、職員間の仲間意識を高め、コミュニケーションを取り、協力し合える体制作りを目指します。

(2) 共生社会に向けた事業の構築

高齢化が進み、地域でのつながりが希薄になりつつあり、地域社会の機能が低下してきています。地域の人々が気軽に集える交流の場であるサロンに出向き、あらゆる活動の提供を行い運営していくことで、高齢者が生き生きと暮らすことができ、地域交流の場所作りを推進していきます。また、地域の高齢者住民へのサービスとして明照福祉会のサービス利用者の病院受診や買い物支援を目標とします。

明照福祉会の所在地を中心とした近隣地区の地域サロンの活性化

まずは近隣の田中地区、新城地区、差賀利地区で開催されるサロンの日程を把握し、計画的に参加していきます。最終目標として全地域へのサロンの参加を目指していきます。高齢者が出来る限り介護を必要とする状態になることなく、健康に生き生きとした生活を送ることが出来るように、看護師による健康相談や生活相談員や介護職員による予防体操やレクリエーションの提供、要望に応じて介護研修会の提供を全職員で計画し実行していきます。参加を繰り返すことで、顔なじみとなり、信頼関係を築き、地域におけるニーズに対応できるように、職員間での意見交換の場を設けるなどの体制作りにも努めていきます。また、毎年一回行っている明照クリーン作戦を年二回とし地域の清掃活動を盛り上げていきます。

明照福祉会のサービス登録者への病院受診、買い物支援

公共の移動手段を利用できない高齢者が増加しつつあり突発的な病院受診や、日用品、食料品の買い物が困難な方がいらっしゃるようです。社会福祉法人の役割を考えると困窮者に対し支援すべき点と考えられます。ただ、地域住民を対象とすると莫大なニーズがあると思われるため、まずは明照福祉会のサービスに登録されている方を対象としたサービスで開始したいと考えています。在宅生活が一日でも長く継続できるサービスになるよう努めていきます。

域共生社会構築の目的として障がい者部門、保育部門との交流促進

今年度は地域共生社会を目的とした事業を重点事業とし、高齢者、障がい者、保育園児との交流会の場を提供していきます。保育園児や障がい部門の利用者からの披露会や創作物の交換等を行い交流の場を持ちたいと思います。交流することで双方の関係性を柔軟にし共生社会へつなげたいと考えています。職員も共生社会の知識が必要であるため定期的に内部研修を実施したり、多職種の職員から勉強会へ講師として招き知識を高めていきます。

(3) 経費削減、感染症防止、入院者の軽減の意識を高め経営安定を目指します。利用者にとって居心地の良い環境も整備し、新たな利用者の獲得と現利用者の満足度を考えていきます。

安定した経営を目指す為に感染症予防の意識を高め、利用者の健康管理に努めます。入院防止の為に利用時の状態把握に努め、変化に早く気付く事で早期対応ができる支援を目指します。ランニングコストの把握を行い、コスト削減にも努めます。経営状況を職員全員が意識できる様、サイボウズを活用して収益を掲示していきます。利用者が居心地の良い環境で過ごせるように、環境整備に努めます。

感染症の防止に努める事で実績の低下を防ぐ

インフルエンザなど感染症の防止と蔓延防止に努める事で、感染症で休まれる利用者の軽減を目指します。具体的には、昼食後とおやつ前に利用者全員の手洗いとうがいをを行います。発熱や風邪症状がみられる利用者は静養室で安静にして頂く事で、他利用者への感染防止に努めます。来客者からの感染を防ぐ為に、来訪時には検温と消毒の依頼を徹底します。職員の健康管理にも努め、出勤時に検温とマスク着用を行い、送迎時にも消毒ができる様、携帯のアルコールを持参します。

入院者予防

利用時の状態観察を行い、利用者の状態変化に早く対応できるように努める事で入院者の軽減を図ります。

事業経営に全職員で参加する意識向上

安定した経営のために、管理者だけではなくひとりひとりの職員が意識を持ちながら会議やサイボウズのツールで情報を受け、どうしていけばいいかを考えて会議等で意見交換を行っていきます。月2回の経営会議で意見交換を行い経営に対する意識を強めていきます。またランニングコストの確認を行い、削減努力を継続していきます。

利用者の居心地の良い環境の提供

施設設備において、老朽化が進んでおります。利用者が安心・安全に過ごして行けるように環境の整備を行い、居心地の良い空間を作っていきます。ご利用者様の能力に応じた作品の作成に力を注ぎ、出来上がった作品の展示を行い明るい環境づくりにも努めていきます。

(4) 目標～定期的な防災訓練、今年度から不審者対処訓練を実施し、緊急時にも利用者の安全確保が出来る様に努めます。

緊急時災害時にマニュアルの活用と訓練の積み重ねで得た知識を活かすことで利用者の安全を確保していきます。

近年、世界及び日本では大規模な自然災害が発生しており、私たちの住む宮崎県も台風、大雨による水害、南海トラフ地震などの大規模災害が発生する確率が高いといえます。そのような時に一番被害に遭うのが災害弱者の高齢者、障害者、児童で特に高齢者は身体機能の低下や認知症による判断力の低下など加齢による症状が顕著に現れ、自分ひとりの力では避難できない状況です。我々、明照デイサービスの職員は、利用者の生命や安全を預かる立場として非常災害時に利用者の生命や安全が確保できるようにマニュアルに沿った避難訓練の実施、また防災設備の保守点検に努めていきます。施設の築年数が20年以上経過しているため、施設内の設備の安全点検も行っていきます。

昨年、不審者の侵入による悲惨な事件が、神奈川県で発生しました。そのような事件を未然に防げるよう、不審者侵入を想定した対処訓練を取り入れます。

避難訓練の年間計画を策定し計画的な実行

- 5月～ 利用者参加型で地震及び津波や水害を想定した避難訓練（那珂の郷へ避難）
避難経路を職員に周知を図る。
- 10月～ デイサービス、保育園、グループホーム、3施設合同で地震や津波を想定した避難訓練を行います。（消防署員を招き、講話、消火器の使用訓練も行います）
- 11月～ 職員対象とした通報訓練・消火訓練の実施。消防設備等保守委託業者の協力のもと設備の保守点検を行います。
- 2月～ 利用者参加型で火災を想定した避難訓練・消防設備等保守委託業者の協力のもと設備の保守点検を行います。

不審者侵入を想定した新たな訓練の実施

昨年、他県で障害者施設に不審者が侵入し悲惨な事件が起こりました。高齢者施設でもいつこのような状況に陥るかもしれません。そこで、不審者侵入を想定した不審者対処のマニュアルを作成し、訓練を行います。

7月～不審者対処の訓練の実施

1月～不審者対処の訓練の実施

定期的な防火設備の点検及び火元責任者による各エリアの保守点検・管理

定期的に防火担当職員が防火整備の点検を行い、故障や不具合がある際はエレクトリック日栄（防災設備点検業者）と連携して迅速に対応します。また各エリア（厨房、フロア、トイレ及び浴室、事務所）に各2名ずつ火元責任者を配置し、2週間に一度は担当エリアの職員がチェックシートを用いて保守点検と経過報告を行います。備蓄品についても検討しており、必要な物品の確保に努めます。

4 年間事業予定

月	事業名等
4月	バスドライブ（芝桜、つつじ）、花見会（宝塔山弁当持参）、鯉のぼり作成
交流会	明照保育園（花見堂）、グループホーム明照 ひだまり2号館、那珂の郷
5月	端午の節句会、菖蒲湯、地域ボランティア活動（明照クリーン作戦）、音楽療法、買い物、非難訓練
交流会	明照保育園、ひだまり1号館、家族会
6月	ペットボトル寄贈（イオン）、ドライブ（鶴松館）、誕生会（4.5.6月）～ボランティア訪問、外食
交流会	明照保育園、グループホーム明照 ひだまり2号館 ひだまり柳丸館
7月	七夕会、ボランティア（佐土原婦人会）、いろは口説き披露会、そうめん流し、不審者訓練
交流会	明照保育園、ひだまり1号館
8月	スイカ割り大会、夏祭り（家族会）、バスドライブ
交流会	明照保育園、ひだまり2号館、グループホーム明照

9月	敬老会、ペットボトル寄贈(イオン) 誕生会(7.8.9月)~ボランティア訪問
交流会	明照保育園との交流、ひだまり1号館
10月	明照デイ大運動会、バスドライブ(コスモス見学~西都原)明照保育園運動会 佐土原保育園運動会、避難訓練、ハロウィンパーティー、外食
交流会	明照保育園、ひだまり2号館、原口保育園、グループホーム明照
11月	誕生会(10.11.12月誕生者)~ボランティア訪問、クリスマスツリー作り、おやつバイキング会、避難訓練、明照クリーン作戦
交流会	明照保育園、ひだまり1号館、ひだまり柳丸館
12月	餅つき、クリスマス、忘年会 大掃除
交流会	明照保育園、ひだまり2号館、グループホーム明照
1月	初詣、新年会(家族会)ペットボトル寄贈(イオン) 不審者対策訓練
交流会	明照保育園、那珂の郷、ひだまり1号館
2月	節分会、明照保育園マラソン見学、音楽療法、ドライブ(座論梅) ボランティア(小学校区地域作り環境福祉部) 手芸活動(雑巾)、買い物、避難訓練
交流会	グループホーム明照、ひだまり2号館
3月	ひな祭り、誕生会(1.2.3月)~ボランティア訪問、明照保育園卒園児お別れ会、鬼子母神大祭見学
交流会	明照保育園、佐土原保育園、原口保育園、ひだまり1号館

その他の行事等

- (1) 毎月定例会議：ケアカンファレンス会議(機能訓練検討会)、合同会議(明照・グループホーム・ひだまり・調理)、行事検討会議、高齢者部定例会
- (2) 外部研修：宮崎県社会福祉研修センター、老人福祉サービス協議会等の主催研修
宮崎市通所連絡協議会研修、宮崎県央ブロック研修、佐土原町他職種研修
外部派遣職員研修：全職員年1回以上
- (3) 必要研修(内部)：職務規定、医療行為、プライバシー保護、感染症、身体拘束
健康管理、事故緊急時対応、非常災害、認知症、就業規則、相談・苦情、業務マニュアル、体操やレクリエーション検討会
- (4) 専門職研修：介護部会、看護部会、調理部会、相談員部会
- (5) 非常災害対策訓練：年4回(5月、10月、11月、2月)
- (6) 地域貢献：明照クリーン作戦(地域のゴミ拾い) 定期開催
地域サロンへの協力・参加(計画表をもとに参加)
病院受診・買い物支援の検討(介護保険外事業)
- (7) 明照喫茶は随時行う。

相談支援センター明照（居宅介護支援事業所） 平成30年度事業計画

1 目 標

高齢者やその家族、地域が不安を抱えた際に、真っ先に思い浮かぶ相談機関を目指し、地域包括ケアシステムの中でより人・地域に近く専門的な役割を果たしていきます。

2 基本方針

現在までこの地域で培ってきた相談機関としての実績や信用、地域とのつながりを、今後も大事に継続しながら、本格的に動き出す地域共生社会の実現に向けた取り組みのために、事業所として、社会福祉法人として、介護支援専門員、個人として何を行うべきか常に、考え業務に取り組んでいきます。

そのためには、法改正でも基本となる地域包括ケアシステムの推進・自立支援・重度化防止のための質の高い適切なサービスの実現を目指します。その上で、様々な制度の狭間に陥る方が必要とする支援のために、垣根を越えた分野のケアマネジメント力を身に付け、また不足している支援に関しては、新たに作り出すもしくは、政策に提案できる力を身に付け地域共生社会の実現を目指していきたくと考えます。

事業所が、職員が、しっかりした基盤のもと、十分な福祉の力を発揮できるよう、環境整備や人材育成にも引き続き取り組んでいきます。

3 重点事業

(1) 支援を必要とする方とその家族が、自立する事への喜びと、自らの住まいで安心して生活ができる毎日を時間を専門的なマネジメント力を持って支援していきます。

多様化し複雑に重なる課題に対しても、利用者やその家族の不安や問題を真摯に受け止め、ともに課題整理を行うことで、自らも納得し、希望をもって選択や判断できるよう、マネジメント力の向上を目指します。また、基本となる一連のマネジメントが適切に行え、滞りや欠落等がないよう事業所、個人の管理の徹底を行っていきます。

マネジメント一連の業務や記録管理等についての自己点検、事業所点検を定期的に行い、業務の効率化や適正化を目指します。

積極的な外部研修や他職種等との意見交換や関わりにて、正確な情報収集力向上、新しい知識や技術の取得による多様なニーズへの対応力を身に付け、確実な復命報告を行います。

総合事業・共生型サービスの導入など、新たな支援については事業所としても把握し、スムーズに取り組めるよう検討会や勉強会等を行っていきます。

困難ケースに対しては、担当だけではなく事業所、もしくはチームとして対応が行えるよう体制を強化し質の高い支援を目指していきます。

(2) 法人が目指す、地域の全世代・全対象型地域包括支援の窓口として、地域共生社会への実現を先頭となって支援できるよう努めていきます。

地域包括ケアシステムの中で、課せられた使命や役割を果たすために、今後も進んで地域に出向き、地域との関係づくりも継続していきます。その中で、埋もれている、孤立している課題への掘り起し、早期に対応でき重度化を防げるよう努め、地域共生社会が行うべき、地域や地域住民で解決できる手段についても、ともに考え取り組み、政策への提案が行える力をつけていきます。

利用者が生活する、地域に出向き情報収集や課題について現状を確認し、事業所として行うべき役割を認識し、具体的な取り組みを住民とともに考え、手立てを講じていけるよう努めていきます。

地域の相談窓口として立ち寄りやすい環境や機会を具体的に設け、様々な問題ケースにも分野を超えて、相談や関係機関にも連携できる体制を作っていきます。また、相談受付地域の拡大として、サテライト相談機関の充実にも努めていきます。また生活困窮者に対してみやざきセーフティーネット事業への取り組みも行っていきます。

災害時対策について、緊急時連絡カードを家族・民生員・サービス事業所などともに作り上げ認識し、活用できる仕組み作り。利用者や地域、関係機関とともに災害について検討出来る機会を作り対策を図っていきます。

(3) 医療、行政、多様な施設、サービス事業所との連携の強化にて、利用者への継続的な安定した支援を目指していきます。

様々な制度改革の中で、利用者やその家族が置かれる状況についても、めまぐるしく状況が変わり、利用できるサービスや支援も制限されることが多く、対応へのスピードも求められています。また複数の課題が重なり合い複雑化しているケースに関しても、包括的に受け止め、適切にかつ迅速に対応ができるようネットワークを活かしながら、支援できる体制を充実する必要があります。そのため個々の支援を点と点を結び連携する事で、広い面で支えられるよう努めていきます。

利用者の変化に伴い、早急に医療機関や関係施設等と連携を取り、スムーズに安心して生活できるようネットワークの充実と、効率化を目指していきます。認知症・中重度要介護者・独居、高齢者世帯など特性に対するマネジメントについて、必要に応じて対策チーム（他職種への依頼も行い）を設けケアの充実を図っていきます。

365日24時間、相談受付を行っている意味や意義を再確認し、地域の方が安心していつでも相談できる体制を作り、法人内での連携や協力体制を明確にし、法人全体の福祉の力の充実を図っていきます。

地域ケア会議や勉強会等への参加を行い、行政や地域包括支援センター・他職種との協力体制の強化にも引き続き努めていきます。

(4) ともに働く仲間や事業所、法人の人材育成を継続し、誇りと充実感を持ちながら業務にあたることで、生産性の向上と経営の安定を目指していきます。

明照福祉会の一員であることを自覚し、1人1人が専門職としての誇りと自信を持ちながら、健康で安心して業務に専念できる環境を維持できるよう努めます。日々の経営状況や傾向、または支援法などについて詳細に分析や改善策について定期的検討会等を実施し、解決策改善策を確実に実践していきます。

支援の質を保ちながら、生産性の向上や効率化、経営の安定の視点を常に持ち、実績等の数値の確認や分析を継続し、安心して働ける基盤作り、新たなサービス資源づくりにつなげられるように、努力します。

職員1人1人の業務に対する意識や状況の確認を行いそれぞれが、業務に適切な健康状態や充実感・目標などを持ち、働き続けることができるよう心身の健康管理を行います。資格取得についての支援、また新たな資格や広い知識・深い技術を身に付ける機会を持つことが出来るよう努めます。

当事業所の考えだけにとどまらず、他の同事業所や関係機関にも出向き、情報収取や新たな企画や構想を持って事業運営を目指す。

4 年間事業予定

月	事業名等
4月	市介護支援専門員連絡協議会定例会研修・地域サロン参加
5月	多職種連絡協議会・地域サロン参加
6月	市介護支援専門員連絡協議会定例会研修・北ブロック介護支援専門員勉強会地域サロン参加
7月	地域夏祭り参加・多職種連絡協議会 地域区長・民生児童員訪問意見交換・地域サロン参加
8月	市介護支援専門員連絡協議会定例会研修 法人内研修の実施・地域サロン参加
9月	地域区長・民生児童員訪問意見交換・多職種連絡協議会 北ブロック介護支援専門員勉強会
10月	市介護支援専門員連絡協議会定例会研修・地域サロン参加

11月	地域区長・民生児童員訪問意見交換・多職種連絡協議会 地域サロン参加
12月	市介護支援専門員連絡協議会定例会研修 北ブロック介護支援専門員勉強会地域サロン参加
1月	在宅スキルアップ研修・多職種連絡協議会 地域区長・民生児童員訪問意見交換 ・地域サロン参加
2月	介護支援専門員現任研修・県老サ協研究大会 市介護支援専門員連絡協議会定例会研修・地域サロン参加
3月	地域区長・民生児童員訪問意見交換・多職種連絡協議会 北ブロック介護支援専門員勉強会地域サロン参加

毎月定例会を実施。

相談支援センター明照（相談支援事業所） 平成30年度事業計画

1 目 標

障がいがある方のさまざまな問題について、本人や家族、関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行います。

障がい福祉サービス利用者のニーズを汲み取りサービス等利用計画を作成し、サービスが計画にもとづいて、きちんと提供されるようモニタリングを行ないます。

障がい者や高齢者、子どもといった既存の制度の垣根を越えて、地域の中で複合的な課題を抱える要援護者の相談を一体的に対応できるように「地域共生社会」の実現に向けて在宅介護支援センターと連携できる体制を整えていきます。

2 基本方針

相談支援の実施にあたっては、利用者、家族の心身の状況を把握するとともに、置かれている環境及び日常生活全般の状況等を活かしながら、利用者が希望する日常生活を営むことが出来るように、常に当該利用者の立場に立って、利用者に提供される障がい福祉サービス等が不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。

障がい者や高齢者、子どもといった既存の制度の垣根を越えて、困難を抱える人を一体的に支える「地域共生社会」に向け相談窓口のワンストップで対応できる環境・支援体制を整えていきます。

3 重点事業

(1) 個々に応じたサービス等利用計画の作成

利用者や家族のニーズやストレングス・モデルを把握し、必要に応じた福祉サービスを受けることができるように計画作成を行います。

(2) 信頼関係に立った人間関係の構築

利用者の障がいの程度や特性を理解し、その立場に立ち意思の疎通を図ります。

家族の気持ちの理解ができるように努めます。

自らその提供する指定相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。

(3) 関係機関との連携の強化

市町村、障がい福祉サービス事業者等と連携を図ります。

虐待の防止及び早期発見のため、関係機関との連絡調整などを行います。

障がい者相談の区切りではなく、介護や子育て、生活困窮といった既存の分野の垣根を越えて、対応できるように関係者が横断的に福祉を担う包括的な相談支援が出来る様に取り組みます。

困難事例については、関係機関との連携強化を図り、地域社会で生活が維持できるように支援を行います。

(4) 災害に備えた取り組み

定期的な防災訓練を行います。

利用者それぞれに、災害時の避難方法など確認を行い、意識付けを行っていく。

4 年間事業予定

P30を参照

明照ヘルパーステーション 平成30年度事業計画

1 目 標

利用者が、住み慣れた自宅で、少しでも長く、その人らしい生活が出来るように事業所・職員全体で取り組んでいきます。

2 基本方針

地域共生社会の実現に向けて、地域の中の訪問介護事業所として利用者の生活を地域と共に支えていける体制づくりをめざします。「利用者の日常」を最も身近で見ることがあり、その分接する時間が長いのがヘルパーです。生活援助も、自立支援の視点にたち、日々の暮らしの観察に基づくアセスメントを行い、活動を行う事で、出来ている事の維持、出来る事を増やしていく事が専門性につながるのではないかと考えます。

業務の効率化ばかりに焦点が当たりがちになりますが、利用者の望む事の実現としてご家族と密に連絡をとり、きめ細やかなケアを行ったり、活動以外の時間帯にイベントを設けて利用者や家族と同じ時間を過ごすことも今年度は実施を検討していききたいと思います。

災害は身近で避けては通れない問題となっています。緊急時の備えと平行して、状況を想定した避難訓練や、外部講師を招いて実際に活用していただける研修を行うことで意識を高く持ち、判断できる力を身につけていきます。

訪問介護は担い手不足が懸念されています。現在働いているヘルパーが、続けやすい環境を整える事で精神面も豊かにし、支援意義を持つことで地域のニーズに応えられるように取り組んでいきます。

3 重点事業

(1) 利用者・家族に必要なとされる事業所であるために

活動時には、ケアプランやサービス等利用計画書、訪問介護計画書に沿った活動を行います。活動中での利用者の変化や気になった事は連絡メモを活用し、ケアに反映させていきます。「ひやりはっと」についても意識付けを継続して行い、定例会時に全員で共有する事で事故防止につとめていきます。

介護保険、地域包括ケアシステムの中のヘルパーの役割から、自立支援の活動についての定例会時に勉強会を行い、補うケアから自立につながるケアへの意識の転換を図ります。ヘルパーの訪問で、一緒に楽しく活動に取り組む事で、利用者が出来なかった事が出来るようになった事を共に喜びあえる関係作りを目指します。リハビリ専門職とも連携を図り、在宅生活の中の課題を共有し、課題の解決を目指して取り組んでいきます。

担当ヘルパーを利用者の担当者会議に同行し、各専門職の意見を聞いたり、サービス関係者やご家族などと顔を合わせる事での連携の強化、利用者の状況の把握に努めます。またケアプランや訪問介護計画書の流れの理解を深め、やヘルパー自身の視野の拡大も目指します。

ヘルパーの介護のスキルの維持向上の為、他事業所での実習を積極的に調整し、実施をしていきます。

必要な書類をしっかりと整備する為に、随時進捗状況をサービス提供責任者同士で確認し、プロセスに沿って訪問介護計画書の作成を行っていきます。

利用者や介護者の状態把握、適切な助言と関係機関（他通所介護事業所や居宅介護支援事業所、相談支援事業所）との連携を強化します。また、ご家族ともメールや電話等で連絡を取り、きめ細かいケアが出来る事業所を目指します。

定例会時に利用者に関わる事を検討していく事が、虐待防止につながっていくと考え、「利用者サービス向上検討会」の時間を設けて取り組んでいきます。年に1回虐待についての研修も行います。

事業所独自の取り組みとして、利用者にとって特別な日のイベントを一緒に過ごした

り、家族を招いてのイベントなどを実施出来るように検討を行って行きます。

(2) 災害についての備えを日頃から行っていきます。

自宅にある緊急連絡表の内容などに変化があった場合は、早急に見直しを行います。内服薬の情報を緊急連絡表に反映し、緊急時に備えます。

年に1回の防災訓練の実施と、外部講師を招いての研修会を実施し防災についての知識と意識の向上を図ります。

活動時に、自宅内の動線の確保や、事故につながるような箇所がないかの確認を行い、気づいた事や危険箇所などがあった際は活動記録に記入した上で、その都度助言を行ったり、危険箇所をご家族に連絡するなどの対応を行って行きます。

台風などの災害時には関係機関等と連携し、独居の利用者宅を中心に訪問し、安否の確認や戸締り、非常時の食事の確保などを行います。

(3) 経営の安定とヘルパーが長く働き続けられる事業所を目指します。

法人の居宅介護支援事業所だけでなく、近隣の他の居宅介護支援事業所や相談支援事業所に対して、活動可能曜日・時間などのアピールを行い、新規利用者の確保に努めていきます。また、活動エリアの拡大や新規登録ヘルパーの採用も目指して行きます。

ヘルパーの調整が難しく受け入れを躊躇することがあった時は他事業所と相談し、職員の派遣が出来ないかどうか、前向きに検討を行って行きます。

利用者のニーズや希望時間とヘルパーの活動可能時間や移動時間などを考慮し、随時見直しを行い、訪問の効率化を図って行きます。

ヘルパーの急な休みにも柔軟に対応出来る体制作りをめざします。子育てやお孫さんの世話、親の介護とそれぞれが抱えている事情と仕事との両立が出来るように事業所全体でバックアップする体制を作り、それぞれが働きやすい事業所を目指します。

ヘルパーの仕事は、在宅で1対1の仕事であり、計画書にはない様々な事が時々起こります。管理者・サービス提供責任者が、悩み事や活動についての疑問点などを相談しやすい環境を整え、迅速な助言、定期的な面談なども行い、不安や疑問点などの抱え込みの防止に努め、離職の防止につなげて行きます。

平成30年度改正にて、生活援助中心型の担い手の拡大の為に新たな研修制度が創設されます。その受講者が就労を希望される可能性もあります。事前に情報収集を行い、一緒に地域を支える仲間として迎える体制を作っていきます。

(4) 利用者地域をつなぐ訪問介護事業所として

住み慣れた地域の中で生活をしている利用者と、地域との繋がりを途絶えさせることがないように、支援をして行きます。

ヘルパー事業所として、地域の情報の把握に努め、地域と一緒に利用者を支えるケアをすすめていける体制を作っていきます。また、困り事の相談があった際は地域と共に解決できるように取り組んで行きます。

地域のサロンへも機会をみて参加し、地域に対し事業所としてどのように貢献が出来るのか、事業所全体で検討して行きます。

佐土原町域のごみ出しボランティアについても可能な範囲で協力を行って行きます。

(5) 地域包括ケアの一翼を担う、サービスの選択肢の一つとして

介護保険制度の枠内では対応できない要望について、現在の介護保険に準じた有償訪問介護だけでなく、新たな保険外サービスの枠組みを検討して行きます。

新たな枠組みについては、現在の時間設定を見直し、「ちょっとした困り事」の解決を目指し、地域の中のサービスの選択肢の一つになれるように取り組んで行きます。

利用者ご家族ご本人からもしっかりと情報収集を行い、自事業所だけでは取り組みが難しいと思われる依頼については自事業所だけで抱え込まず、法人内他事業所と連携をとり、進めて行きます。

4 年間事業計画

月	事業名等
4月	ヘルパー定例会（事業計画について・自立支援について）
5月	ヘルパー定例会（記録・ひやりはっと・事故の視点）
6月	ヘルパー定例会（障がい者虐待防止・権利擁護研修 支援検討会）
7月	ヘルパー定例会（食品管理、食中毒について）
8月	ヘルパー定例会（排泄ケアについて）
9月	ヘルパー定例会（災害時の対応について）外部講師
10月	ヘルパー定例会（高齢者疾患、認知症ケアについて）
11月	ヘルパー定例会（自宅で出来る体操について）
12月	ヘルパー定例会（セルフケアについて）
1月	ヘルパー定例会（高齢者、障がい者の事例検討）
2月	ヘルパー定例会（年間の反省・次年度にむけて）
3月	ヘルパー定例会（自己評価 支援検討会）

その他

- 定例会の研修はサービス提供責任者と常勤ヘルパーで当番制で実施
- 事業所内カンファレンス 毎月の定例会時の他随時実施
- 介護職員勉強会への参加 担当訪問介護員を決めて出席
- 外部研修に積極的に参加 個々のスキルにあわせた研修計画の立案
- 参加に伴って生じる活動の調整などを実施
- 定例会時に利用者サービス向上検討会の取り組みを実施。

グループホーム明照 平成30年度事業計画

1 目 標

これまで・これからも認知症の方が地域社会の一員として輝ける機会を作り自分らしく安心した生活（自立支援）がいつまでも続けられる（看取りの充実）グループホーム明照の未来を描いていきます。

2 基本方針

平成21年1月に事業開始し今年度で節目の10年を迎えようとしています。その間、福祉を取り巻く情勢は急速に変化しています。その変化に対応していくために、平成30年4月に介護保険改正があり、介護保険理念にある「自立支援」が強く打ち出されています。グループホームにおいては、これまでその人らしさを尊重した個別支援（アクティブスマイル）を確立するなど様々な取り組みを行ってきましたが、まだまだ不足している課題があります。身体的機能の維持改善を目的とした自立支援の取り組みも当然必要ですが、大きなミッションとして認知症専門の施設と言う自覚と責任を更に持ち認知症進行予防に特化した支援を確立していきます。

また、将来を見据え多死社会が予想されている中、看取りの充実（看取り加算強化）も介護保険改正の中に含まれています。これまでグループホームでも数名の入居者様の看取りケアを実践させて頂きました。その中で学ばせて頂いた「その人らしい最後の輝き」に更なる力を注いでいきます。看取りの充実を図る中で医療との連携は必須です。平成29年度は協力医療機関以外との医療との連携（往診型医療）の実績もあります。その連携強化を図っていく事で更に入居者様や家族様の望まれる看取りケアの充実に努めていきます。

そして、地域密着型の施設に位置付けられているうえで地域貢献は重要な役割です。これまで地域のニーズ発掘として運営推進会議を2か月に1回開催しその内容も充実してきています。しかし、振り返ってみると会議を通じて目に見える形で事業が確立できていない課題があります。今年度は運営推進会議の充実＝成果につながる事業拡大をミッションとし地域貢献に努めていきます。

平成29年1月から認知症対応型（グループホーム活用型）通所介護事業を開始しています。他の通所介護と比べると基本報酬単価が安く利用しやすい報酬体系にありますが利用稼働率の伸びが見られていません。その背景には通所介護の大きな目的として集い（コミュニケーション）があるのではと考えています。認知症の進行に伴いコミュニケーション障害もみられ日常会話が得にくい環境にある事は間違いありませんが、その事を埋めるサービスを確立していく必要があります。やはり、認知症という病気と共存しながら在宅生活が継続できる支援を確立しなければこの事業そのものの存在意義がなくなるため、グループホーム同様に認知症進行予防に特化した支援を確立していきます。

上記の事業を推進していくためには、職員が要です。福祉は人から生まれるという観点から、これまでは職員のスキル向上をミッションとした取り組みを最優先してきました。勿論、人材育成は重要な取り組みですが、人材が不足すれば育成出来ません。職員を人財と捉えた育成に力を注いでいきます。限られた人財で与えられた時間の中で義務を果たした先には必ず達成感がある成果をもたらす仕事に努めていきます。

最後に、これまでグループホームを運営する中、様々な事業に取り組み成果や反省を繰り返してきました。しかし、基礎となる事業は確立出来ておりこれからも継続して力を注いでいく必要があります。そのため、これまで培ってきたグループホーム明照の歴史（事業・ケア）を大切にしながらこれからも必要な支援や利用者・家族に寄り添ったケアを目指していきます。

3 重点事業

(1) その人らしさやその人の望む生活を追求する事『出来る力を生活の中で最大限に発揮できるサービス支援を提供します。(その人がその人であり続けていく為に認知症の進行予防や能力に応じた自立支援を目指していきます。)

その人らしさと認知症進行予防の両方の能力を活かせる個別支援(アクティブスマイル)の充実

出来る能力を最大限に発揮できる個別支援(アクティブスマイル)を見出していきます。

出来る事は継続。そして拡大に繋げていきます。

その人らしさを深く知ることが出来る様に普段の状態(心身状況・環境・馴染みの暮らし)やこれまでの生活歴から情報収集(アセスメント)しその情報を基に質の高い自立支援の提供します。

認知症進行予防に効果的な支援の充実や提供

認知症進行予防プリント・回想法・家事・音楽療法・レクリエーションの実践と検証

独自スケールの作成や活用

(2) 「その人らしい最期の輝き」を実現できる看取りケアを行うために必要な技術や知識の向上に努めていきます。そして、医療との連携強化や看取りの体制を整備していきます。(利用者・家族が望まれている看取りの実践を目指していきます。)

質の高い看取りに必要な技術や知識が習得できる研修の実施

看取り推進委員会を中心に研修の実施。また職員が知識や技術が習得出来ているのか検証していきます。

医療(訪問診療・訪問看護)と連携を図り質の高い看取りのケアの実践と環境の整備を行います。(看取りカンファレンス・看取りケアプラン・看取り加算の制度に必要な環境整備)

看取りケアを実践する上での環境整備

(勤務体制・マニュアルの整備・外的環境の整備)

(3) 地域とグループホームとの連携強化を図り、地域ニーズや地域資源を発掘し相互機能を活かせる運営推進会議の開催と事業所サービス向上を目指していきます。

(運営推進会議の充実から成果(事業の拡大)に繋げていきます)

運営推進委員の増員を図り積極的に地域ニーズ発掘していきます。

関係機関(学校・郵便局・地域交流センター等)に足を運び運営推進会議の参加を積極的に促していきます。

運営推進会議のテーマについて委員から意見・助言をもらい年間計画書の作成と実施を行います。年間計画に基づいて実施

運営推進会議で協議された内容等をグループホームのサービス向上に反映します。

地域交流(サロン)の参加・ひっこけん広場

緊急通報システムを活用した避難訓練を実施します。

運営推進会議を通じて緊急通報システムを活用した避難訓練の実施と評価を行い客観的な意見を防災対策に取り入れる。避難マニュアルの見直し

(4) 認知症共用型通所介護のサービスの向上を図り、効果的・有効的に利用する事で、ご利用者が可能な限り在宅生活が継続できるよう限界ラインを引き上げていきます。

他事業所(居宅支援事業所・包括支援センター・他施設・他ケアマネージャー)との連携強化と情報の共有を図ります。広報誌やインターネット(ホームページ)を利用して認知症共用型通所介護の情報を発信

担当者会議の充実化

在宅生活を継続する為に必要なサービスの相談や提案を行っていきます。

在宅生活を維持できるケアを行えるように専門的な認知症ケアの習得

定期的な認知症ケア研修の実施(月/1回)また研修を通じて実践に移していく取組みます。

(5) 人材を人財と捉え専門的な認知症ケアを担う職員の人材育成や人材の確保に努め、チームで達成感や成果を感じることが出来る指導・育成を行っていきます。

リーダーの資質向上(自覚や責任)に努め、あるべき姿を職員に指導を行います。
 知識・技術・福祉人としての豊かな心・組織人として・限られた時間の中で業務を遂行していく大切さ
 月単位で自己評価を行い客観的な評価を受けることで自己研鑽・チームワーク力を高め事業所レベルでのケアの向上を図ります。
 各研修の企画・講師を担当し知識と技術の向上を目指していきます。
 内部研修・介護会研修
 苦手な分野は克服していく必要があるが得意分野(長所)を質の高いケアとして最大限に活かせるように担当等は自身で選択していきます。
 (看取り推進委員会・事故防止対策委員会・防災対策員会・介護部会・あじさい会 互助会)
 外部研修の情報を収集し学びたい研修や学びたい分野を積極的に受講します。
 (他職種連絡協議会・グループホーム連絡協議会・社会福祉協議会主催の研修・看取り研修)

(6) れまで培ってきたグループホーム明照の歴史(事業・ケア)を大切にしながらこれからも必要な支援や利用者・家族に寄り添ったケアを目指していきます。(継続は力なり)

安全・安心出来る防災対策の実施
 様々な災害(地震・停電・水害・火事)を想定した避難訓練の実施(月/1回)
 備蓄の整備や点検(必要に応じて整備)
 避難マニュアルの見直し・近隣事業所との連携強化(合同防災訓練)
 家族との連携強化を図ります。
 月単位での生活状況の報告(ラブレター) 家族合同行事(月/1回) 家族会(年/3回)
 看取りの意向調査・事業所の満足度調査・職員との意見交換
 介護事故のない安心・安全な生活を提供します。
 事故を未然に防ぐためにヒヤリハットを積極的に活用します。また事故対策委員会を中心として事故の背景を詳細にリスクマネジメントし対策を職員会議で協議します。また、安全な介護技術の習得や研鑽にも努めていきます。
 質の高いケアプランの作成(ケアマネジメント)を行います。
 基礎となるPDCAサイクルを職員はよく意識した上でアセスメント・支援・モニタリング(評価)を行い質の高い支援を行います。(継続 拡大)
 感染症予防に努めていきます。
 感染症に対する知識・意識を持ち予防や対策に職員が適切に対応できるように努めていきます。(職員内の体調管理・消毒・感染症研修・環境整備)
 利用者の「楽しみ」「家庭的」「地域」を大切にしたい行事計画や行事を行います。

4 年間事業予定

月	事業名等
4月	調理教室(お好み焼き) 外出(フローランテ)音楽療法、地域ボランティア、明照保育園(花見堂)、誕生会、調理教室(チキン南蛮)
交流会	明照保育園 明照デイサービスセンター
5月	明照保育園(こいのぼり運動会)、調理教室(柏もち・ちまき)、明照保育園芋の苗植え見学、地域ボランティア、外出行事(動物園)誕生会、母の日、花菖蒲(市民の森)
交流会	明照保育園 ひだまり2号館 ひだまり柳丸館
6月	調理教室(肉巻きおにぎり) 外出行事(イオンモール) 地域ボランティア、父の日、宮崎市博物館
交流会	明照保育園 明照デイサービスセンター 佐土原保育園
7月	地域ボランティア、外出行事((堀切峠) 調理教室(ゴーヤチャンプル) 佐土原夏祭り見学、バーベキュー大会~買い出しから企画

交流会	明照保育園 ひだまり1号館 那珂の郷
8月	地域ボランティア、誕生会、 そうめん流し～買い出しから企画・花火大会見学、調理教室（冷や汁） 高鍋町ひまわり畑、外出行事（新田原基地前お茶）
交流会	明照保育園 ひだまり柳丸館 明照デイサービスセンター
9月	敬老会、地域ボランティア、調理教室（レタス巻き、月見団子）、運動会予行練習見学、 外出行事（果物狩り） 外食行事（高鍋町・ママンマルシェ）
交流会	明照保育園 ひだまり2号館
10月	明照保育園運動会見学・芋堀り見学、誕生会、買物（しまむら）地域ボランティア、コスモス（西都原～コスモス見学）調理教室（大学芋・栗御飯） 明照福祉会高齢者部門合同運動会、社会福祉協議会主催の祭りに参加、 外出行事（植木市・神武さま祭り見学）
交流会	明照保育園 明照デイサービスセンター
11月	地域ボランティア、調理教室（ハンバーグ）明照保育園発表会予行練習見学、誕生会、温泉（歓鯨館） グループホーム明照文化祭
交流会	明照保育園 明照デイサービスセンター
12月	音楽療法、誕生会、餅つき・大掃除、調理教室（しゃぶしゃぶ・年越しそば）、クリスマス会・地域ボランティア、 冬至（南瓜・ゆず風呂）
交流会	明照保育園 ひだまり柳丸館 原口保育園
1月	年始、初詣（鬼子母神） 七草粥、鏡開き（おしるこ） 誕生会、新年会、地域ボランティア、調理教室（すき焼き）
交流会	明照デイサービスセンター ひだまり1号館
2月	節分、明照保育園（マラソン見学）誕生会、調理教室（恵方巻き） 外食（青島）
交流会	明照保育園、明照デイサービスセンター
3月	ひな祭り、地域ボランティア、誕生会、お花見（西都原古墳群）、鬼子母神大祭、明照保育園（卒園児との交流）調理教室（ちらし寿司） 外出行事（綾の難山見学）
交流会	明照保育園 明照デイサービスセンター ひだまり2号館

寒暖の影響がない晴天時には、毎日散歩を実施

印は、家族共同行事 今年度からの新しい行事

月1回以上地域ボランティアとの交流会の開催（社会福祉協議会からの紹介）

- (1) 毎月定例会議：職員会議（月2回開催）高齢者部定例会、3施設会議（明照保育園・明照デイサービス・グループホーム明照）
- (2) 外部研修：宮崎県社会福祉研修センター、老人福祉サービス協議会等の主催研修
宮崎県中央グループホーム連絡協議会主催、佐土原他職種連絡協議会
- (3) 内部研修：毎月（実践に必要なテーマを選定、看取りケア研修）
*命にかかわる心肺蘇生等の研修は定期的実施
認知症ケア研修（認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術的指導）
- (4) 運営推進会議（年6回：5月、7月、9月、11月、1月、3月予定）
- (5) 外部評価（年1回：10月予定）緩和申請予定
- (6) 家族会（年2回以上、）家族懇親会（年1回以上）
- (7) 非常災害訓練（毎月1回：火災・地震・水災・津波・停電・不審者侵入）
運営推進会議内で緊急通報システムを活用した避難訓練
夜間想定だけでなく夜間帯に実際の訓練実施
近隣施設と合同での総合訓練実施（協力：宮崎市北消防署）
- (8) 新城地区サロン参加（毎月1回）
- (9) コミュカフェ 地域認知症カフェ（毎月1回第3週）

ひだまりデイサービスセンター 平成30年度事業計画

1 目 標

ご利用者が何気ない日常に目標や楽しみを見出し、住み慣れた我が家で生き生きと暮らせるよう支援します。

2 基本方針

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、「自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現」が求められています。平成30年度の介護保険制度改正においても、通所介護施設において日常生活や心身機能の維持向上を図るための機能訓練が求められることとなります。これまでもご利用者の自宅での状況を把握し、在宅生活継続のための課題を見つけ、課題解決のための支援を行ってきました。しかしながら、その中でご利用者自身が年齢的、身体的な問題からやりたいことを描けなくなっている面も見受けられ、日常生活の中で目標や楽しみを持ってない方も多いことを知りました。そこで平成30年度は、手段的日常生活活動（IADL）の自立に向けて段階的な機能訓練を行いながら、目標や楽しみに“近づきたい”と思える気持ちを支援していきます。また、今回の改正では介護サービスの適正化として基本報酬のサービス提供時間区分の見直しも行われています。限られたサービス時間の中で、充実したサービスが提供できているか、ご利用者の能力の維持改善に効果的な内容であるのか、エビデンスに基づく計画・評価が、より一層事業所として評価されることになると考えます。評価される事業所となり経営の安定が図れるよう、ご利用者のことをより深く理解し、より頼れる職員となることで、小さな目標の達成を積み重ねながらご利用者に寄り添える事業所に成長できるよう努めます。

3 重点事業

(1) 利用者の自立的な生活継続につながる支援に力を注いでいきます。

出来なくなった不安から自信を失わないように、利用者の持てる力を的確に見極めレベルに応じた役割や取り組みを見つけ提供し、出来る自分を好きになれるよう支援します。

自宅での生活状況をアセスメントし、在宅生活延長のために必要なADL, IADLにおける課題を解決できる支援を見つけ、機能訓練としての計画のもと課題解決に取り組み、利用者の自立を支援します。対象者を絞りにアウトカム評価としてバーセルインデックスを活用しながら能力の維持、改善が図れているかを振り返る手立てとします。

各種レクレーションを通して、楽しみながら運動機能の維持・向上に繋がる意識を持ち、自立動作のために必要な上下肢の筋力や指先の動きを意識した機能訓練を行います。またレクレーションや機能訓練に注意分割（デュアルタスク）訓練も盛り込む事で、変化をつけ楽しみながら認知症状の進行予防に取り組みます。

(2) ご利用者の持つ疾病への理解を深め、不調の兆しに早期に気づき適切に対応できる職員を目指します。また、ご利用者、職員が共に過ごしやすく働きやすい環境となるよう、組織力を高めます。

利用者個々の個性を大切にしたい落ち着いた環境を考え、家族的な雰囲気の中で信頼関係を築きながらご利用者の思いや悩みを丁寧に聞きとり対応していきます。

内部研修、外部研修へ参加し、介護職員として必要な介護保険制度に関する知識の習得や介護技術、接遇マナーの向上に励みます。

ケアの方法についてそれぞれが多角的視野で持ち寄った意見を交換しながら、より良いケアを追及する姿勢を大切にします。

業務にとらわれず利用者本位のサービスを心がけ、職員の配置と利用者の状況に意識をもち、自発的に考え動く事で、事故防止に努めます。

ご利用者それぞれの既往歴や現病歴を理解し、処方薬と体調との関係性についての知

識を深め、どのような兆しにどう対応するのか、職員間で認識を一つにしていきます。看護師を中心に、医療的スキルを併せ持つチームとしての対応力向上に努め、必要な内部研修を行っていきます。

職務分担票を作成し、役職（職務）に応じた仕事を責任を持って行い、全体的な業務の改善、活動の改善を図っていきます。それぞれの職務への自覚を明らかにすることで、思いやりの心と強い連携力をもち、ご利用者、職員の誰もが居心地の良い環境を作ります。

(3) 利用者と共に地域との関係を深め交流を行っていきます。

地区への広報紙は継続して発行し(全体へは隔月おき、近隣住民には毎月)、事業所の活動の様子をお伝えするとともに一緒に参加していただける活動や行事等についてお知らせしていきます。事業所をコミュニティの場として提供し、住民にとって身近な地域資源となり相互に協力できる機会を作っていきます。

地域のボランティア等の受け入れを積極的に行い一緒に活動できる時間を通して関わりを深めます。また、ボランティアさんの活動の楽しみとなるよう、活動の様子を写真にまとめご利用者と共に感謝の気持ちを伝えていきます。

周辺への散歩の時間を利用して、利用者と一緒にゴミ拾いを行い、継続していくことで利用者自身にも地区住民としての役割を果たし貢献できていることを実感できる機会につなげます。

近隣のサロンや地区の総会、清掃などにも積極的に参加し、地域共生の事業所として認識して頂くことで地域のニーズや相談を持ち込みやすい事業所作りを目指します。

運営推進会議を定期的開催することで、地域の情報を得て地域に貢献できるヒントを頂き実践していきます。

(4) 個別的な課題に目を向けながら利用者の確保を行い経営の安定を図ります。

月に2回以上の関係居宅訪問を継続し、利用者の状況報告を口頭、書面で行います。また根拠に基づいたサービスを行い、積極的に情報交換を行う事で、事業所への信頼構築を図ります。

地区住民や民生委員、またケアマネやご家族が事業所に足を運ぶ機会となるような行事や活動を計画し、気軽に訪問しやすい開かれた事業所をめざします。事業所や利用者の普段の様子を感じていただき、事業所と関係機関、ご家族との信頼関係の構築の機会につなげます。

事業所の屋内外の環境整備を行い、明るい雰囲気作りに努めます。

屋外～花壇やミニ菜園（プランター）での園芸活動を継続し、利用者といっしょに植物の成長を楽しみます。収穫した野菜を活動時や自宅での調理に利用し、生活の中の楽しみと自宅での家事の楽しみが繋がる支援を行います。

屋内～季節に応じた利用者の作品や活動の写真を展示し、利用者や訪問者が楽しめる空間づくりを行います。自身や他者の作品を鑑賞、評価しながら相互に興味を持つ機会につなげます。また活動の写真や作品を振り返りながら一年間の自分のアルバムを作り、充実した日常を実感できる支援を行います。

(5) 定期的な防災訓練の機会を持つことで、万全な体制をつくと共に地域と一緒に非常時に備えていきます。

年2回（8月、2月）に火災を想定した避難訓練を実施します。消防設備会社にご協力を頂く訓練としてはこの2回を予定し、その他に、入浴中や休養時間帯など、とっさの行動や判断が必要になる場面での避難についてのシミュレーション訓練を行っていきます。日頃の活動中と異なる課題を知り、どのような動きが必要になるかを考えシミュレーションすることで、もしもの時に備えられるように努めます。

年1回（10月）震災・津波を想定した避難訓練を実施します。

消火設備の点検や火災の元となりかねない電化製品や電源等の点検、避難通路の確保に努めます。

火災想定での避難訓練・防火訓練の際には地区の方にも参加を呼び掛け、火災時の連携、協力、初動について一緒に訓練が行えるように働きかけを行っていきます。

非常災害の備えとして、毎月、災害や防災についての話し合いの機会を設けていきます。さまざまな災害に遭遇した際にとるべき行動等について話し合い、職員・利用者ともに日頃から防災への意識を継続して持つことができるように努めます。

4 年間事業計画

月	事業名等
4月	桜見学、ひだまり柳丸館交流会
5月	花菖蒲見学、ひだまり2号館交流会、明照デイ交流会、外食
6月	佐土原保育園児との交流会、バスドライブ、外食
7月	七夕祭り、グループホーム明照交流会、明照デイ交流会、外食
8月	そーめん流し、夏祭り、避難訓練、すいか割り、外食
9月	敬老会、明照デイ交流会、ひだまり柳丸館交流会、バーベキュー、運営推進会議
10月	ひだまり2号館交流会、運動会、バスドライブ、那珂の郷運動会見学、
11月	外食、佐土原保育園児との交流会、外食
12月	グループホーム明照交流会、明照デイ交流会、バスドライブ(秋を探して)、
1月	焼き芋会、コスモス見学、外食
2月	ひだまり柳丸館交流会、クリスマス会、餅つき会、忘年会、
3月	佐土原保育園児との交流会

外食については同月内1回とし、年間を通じて各ご利用者が参加できるよう計画いたします。

移動販売については毎月3回程度実施します。必要性に応じて、回数や曜日を検討しながら計画していきます。

その他、

(1) 毎月実施する行事

誕生会、料理教室、日本舞踊鑑賞 大坪先生～奇数月
第2土曜日 宮崎先生～奇数月 第4金曜日、斎藤先生～偶数月その都度連絡
外出行事に合わせて買い物

(2) その他の行事

天神地区内清掃、天神地区夏祭り、音楽教室(随時)フラダンス鑑賞(随時)火災を想定した避難訓練(年2回、8月・2月)震災津波を想定した避難訓練(年1回、10月)

(3) 会議

担当者会議、ケース会議(職員会議)、合同職員会議、行事検討会議(職員会議)、高齢者部定例会議、職種別研修会(看護・介護・スマイルシャイン)

(4) 外部研修

宮崎県社会福祉研修センター、地域包括支援センター主催研修、宮崎市通所介護連絡協議会研修

(5) 内部研修

職務規定、身体拘束、非常災害、認知症ケア、プライバシー保護、事故・緊急時の対応、感染症、相談・苦情処理、事業計画の反省

デイサービスセンターひだまり2号館 平成30年度事業計画

1 目 標

ご利用者様のなりたい自分に少しでも近づけるようにお手伝いを致します。

2 基本方針

平成30年度の介護保険法改正では、「自立支援・重度化防止」の観点から、様々な加算の創設による身体・生活機能の維持・向上、アウトカム評価の導入による要介護度の維持・改善などに着目した内容となり、従来のレスパイトケアに重点を置いた娯楽的施設は遠い存在となりつつあります。この改正が通所介護事業の大きな転換期となり、「自立支援介護」をもとに在宅生活が続けられるサービスをいかに提供できるかが今後の重要なポイントとなります。そのため、今年度はご利用者の在宅生活の課題に改めて焦点を当て、課題解決に直結するサービスを実施することで生活機能の維持・向上に尽力していきます。

また、「共生型サービス」という障がい者と高齢者が一緒に生活できるサービスを提供するための情報収集や障がい者についての知識の習得を行います。

その他、地域に出掛け、地域と交わることで事業所の認知度を高め、地域と繋がるための第一歩を踏み出します。

3 重点事業

(1) 新たなサービス提供時間区分でのサービスや加算の算定を行うことでケアの充実や質の向上を図り、新たなニーズを持ったご利用者を獲得します。

少しずつではありますが新規利用者の獲得が図れている一方で、疾病や自宅での怪我により入院し、身体機能の低下が進むことで在宅生活が困難になり、施設入所や亡くなるケースが見られているのが現状です。そのため、サービス提供時間区分を原則一本化することでスタッフの利用者支援の時間を今まで以上に確保し、生活機能向上のためのケアや生活課題に直結したケアを行うことで在宅生活の延長に繋がります。また、各関係機関との情報交換や継続的な営業活動、地域ケア会議等へ参加することで信頼関係の構築に努めます。その他、新たに個別機能訓練加算を算定することで、経営安定に一石を投じ、事業所の強みの一つとすることで新たなニーズを持ったご利用者の獲得に努めます。

地域包括支援センターや各居宅介護支援事業所への営業活動を継続し、信頼関係やお互いに相談しやすい関係性の向上に努めます。

サービス提供時間を原則一本化することでスタッフの利用者支援の時間を今まで以上に確保し、生活機能訓練や個別活動の充実、リラクゼーションの提供に努めます。

サービス提供時間：6～7時間

ご利用者の生活機能の維持・向上を目標に「個別機能訓練加算」を推進し、新たなニーズを持ったご利用者の獲得に努めます。

利用者や家族のニーズや満足度を把握するために年に2回満足度調査を実施し、その内容を今後のサービスに反映します。

水道・光熱費の節約やペーパーレス化、物品の保守管理等の内容を視える化することで節約の意識向上に繋げ、ランニングコストの削減に努めます。

(2) デイサービスセンターの役割を今一度見直し、ご利用者が在宅生活を続けるために必要な支援を見極めながら提供し、自立支援と重度化防止に繋がります。

平成30年度の介護保険制度の改正によりアウトカム評価が導入され、ご利用者の要介護度の改善に、より一層の注目が集まるようになりました。また、「自立支援介護」の推進により、在宅生活で必要な課題の克服をデイサービスセンターが担うことで在宅生活に

直結した支援を行います。

在宅生活の状況についてしっかりとアセスメントを行い、生活上の課題や本人・ご家族の考える将来像を把握します。

将来像・・・(本人)どうなりたいか、(家族等)どうなってほしいか

将来像に近づくために必要な支援方法を「自立支援介護」に基づきながら模索し、その方に適した支援を実施します。(三大介護はもちろん、機能訓練、趣味、余暇活動、社会性等)

在宅生活の課題解決を見据えて生活機能に特化した訓練(個別機能訓練)を行うことで在宅生活の延長に繋がります。

様々な訓練を行うことでADL(日常生活動作)、IADL(手段的日常生活動作)の維持・向上を図り、家族等の介護負担軽減に繋がります。

ADLとは・・・入浴、排泄、食事などの基本的な動作

IADLとは・・・買い物、洗濯、家事全般、金銭管理等の高度で複雑な動作

(3) 職場内研修の開催や職場外での研修へ参加することで知識や技術の習得を図ると共に、スタッフ個人の強み・弱みを共有することで協調性や連帯感を向上します。

介護の人財は依然として全国的に不足が続いており、その理由として、マイナスなイメージが付きまわっていることで新しく就く仕事として介護を選択する人が少ない、介護の仕事をしている人がやりがいを見出せない、人間関係で悩んで離職の道を選んでしまう、などがあります。そのため、新規採用も大切ですが、現職の人財流失を防ぐために研修等を通して介護の仕事のやりがいや他スタッフとの良好な関係を向上させることで離職防止につなげ、スタッフが生き生きとした職場作りに努めます。

職員会議内にてスタッフ自ら研修の内容を考え、講師役として研修することで主体性を持った姿勢の構築や各スタッフの考えや思いの同調に繋がります。

外部研修の情報を発信し、新たな知識や技術を身に付ける機会を提供します。

年4回の面談を行い、各スタッフが日頃思っていることや感じていることを把握し、改善が必要な場合には職員会議等にて周知し、良好な職場作りに繋がります。

「グッジョブカード」と「サンクスカード」の活用により、普段の何気ないフォローやお互いの仕事ぶりを称賛しあうことで良い部分に目を向ける習慣をつけ、良好な関係の形成に役立てます。

(4) 地域へ出掛けることで事業所理解に繋げ、繋がり第一歩を形成します。

地域の方と顔を合わせることがあまりなく、事業所に来て頂く事に重点を置いてきましたが、まずは事業所を知って頂くことを念頭に地域に出掛けることでこちらから地域に歩み寄り、関係構築の第一歩を踏み出します。

区長や民生委員との関係性を密にするため、事業所で行われる行事の広報を行います。

地域の行事を把握し、事業所自ら地域へ出掛けることで地域住民との関係を形成し、地域に根ざした事業所作りの第一歩を踏み出します。

地域サロンとの交流を継続して行い、関係性の強化に努めます。

随時、地域住民との交流会を開催し、地域の現状把握に努めます。

(5) 「共生型サービス」を目指して必要な情報や知識の習得を行います。

高齢の障がい者がスムーズに介護の施設に移行できないことや、社会的入院をしている障がい者が地域生活を送るための受け皿が不足している等の現状がある。そのため、「共生型サービス」にて障がい者も高齢者も安心・安全に生活できる場の準備をします。

障がい者の特性などについての知識を深めます。

「共生型サービス」に関しての情報収集を行います。

(6) 災害に備えた訓練の強化や必要物品の確保を行います。

災害時の被害を最小限にとどめるため、常日頃から訓練を行うことで知識とスキルアップに努めます。

消防設備保守点検等委託業者による消防用設備等の点検を実施します。(定期)
 年4回の訓練をマニュアルに基づいて実施し、災害時の被害を最小限にとどめられるよう努めます。(火災、地震、津波に対する避難訓練、不審者訓練、消火訓練、119番通報訓練)

災害時には必要に応じて、事業所を開放し地域住民の避難場所として活用します。
 避難時に必要な物を準備し、災害時や緊急時に備えます。

4 年間事業計画

月	事業名等
4月	誕生会、調理教室、日本舞踊来訪、農園芸、桜見学
5月	誕生会、調理教室、大正琴来訪、買い物、花菖蒲見学、ピクニック、地域サロン交流会
6月	誕生会、調理教室、日本舞踊来訪、避難訓練、夕食、紫陽花見学
7月	誕生会、調理教室、大正琴来訪、農園芸、地域サロンとの交流会、七夕祭り、野外活動、ソーメン流し、那珂の郷交流会
8月	誕生会、調理教室、日本舞踊来訪、買い物、夏祭り、すいか割り、野外活動
9月	誕生会、調理教室、大正琴来訪、地域サロン交流会、夕食、敬老会、保育園児交流会、野外活動、避難訓練(法定訓練)、バーベキュー
10月	誕生会、調理教室、日本舞踊来訪、農園芸、運動会、ドライブ、野外活動、原口こども園運動会见学
11月	誕生会、調理教室、大正琴来訪、避難訓練、地域サロンとの交流会、買い物、コスモス見学、焼き芋会、避難訓練
12月	誕生会、調理教室、クリスマス会、餅つき大会、忘年会(鍋会)
1月	誕生会、調理教室、大正琴来訪、初詣ドライブ、書初め、カルタ大会、新年会
2月	誕生会、調理教室、節分、雛山見学、梅見学、避難訓練(法定訓練)、農園芸
3月	誕生会、調理教室、大正琴来訪、夕食、保育園児交流会、舞踊見学、野外活動、菜の花見学

その他の行事・会議・研修等

- (1) 他事業所との交流会は、随時、計画して実施する。
- (2) 法人外の近隣事業所との交流会兼情報交換会の実施
- (3) 毎月定例会議：職員会議・利用者ケース会議・行事検討会
- (4) 柳丸館との合同研修(奇数月に実施)
- (5) 外部研修：宮崎県社会福祉研修センター、老人福祉サービス協議会等の主催研修・宮崎市通所介護連絡協議会定例会
- (6) 必要研修(内部)：職務規定、医療行為、プライバシー保護、感染症、身体拘束、健康管理、事故緊急時対応、非常災害、認知症、就業規則、相談・苦情、業務マニュアル、介護保険関係

デイサービスセンターひだまり柳丸館 平成30年度事業計画

1 目 標

平成30年度は公的医療保険と介護保険のサ - ビス価格である診療報酬と介護報酬が6年振りに同時改正されます。又、介護保険法改正後には介護保険料3割負担導入も本格化されそうで3割負担者は全体の3%になると言われています。団塊の世代問題に続き団塊ジュニア問題も出て来ていますので、我々は先駆的に且つ長期的な視点でこの問題に向き合う姿勢が必要です。

このことを踏まえ我々は、以下の基本方針に基づく具体的な達成イメージを重点事業に掲げ、利用者の皆様並びに地域の皆様が、その時々々の心身の状態に応じた適切なサ - ビスが迅速に受けられるよう安心・安全且つ質の高い介護看護サ - ビスの提供と地域から頼れる事業所作りを通して公益的・社会的な取り組みを実践し地域福祉の一助になるべく誠心誠意努めて参ります。

2 基本方針

(1) 地域の中重度の利用者が住み慣れた地域で満足したサ - ビスが受けられる為の社会貢献

「通所介護並びに第1種通所事業での送迎範囲を守備範囲とし、その地域に於いて関係機関と連携を図りながら、アウトリ - チにて地域ニ - ズを把握し事業所の機能を活かしながら満足できるサ - ビスの提供に努めます。」

(2) 安心・安全で自立支援・重度化悪化防止に効果的な質の高いサ - ビスの提供

「利用者に一日が安全安心且つ楽しい時間を過ごす頂くのは当然の事ですが、必ずしもそれだけでは身体機能の維持向上には繋げる事はできません。単なる日中お預かりに留まる事はなく、な個別援助計画に基づく適切且つ意図的な自立支援への支援を行なうと共に、必要な方に対しては、個別機能訓練 を実施し、利用者にとっては無理の無い自立支援や重度悪化防止に努めます。」

(3) 生産性の向上

「職員配置については適正な配置基準コンプライエンスの基、基本は少数精鋭型として各自が切磋琢磨できる事業所環境を維持して行きます。」

(4) 認知症の方の意思が尊重された環境作り

「過去に痴呆と呼ばれ世間の誤解を招いた経緯がありますが、今や認知症は国民誰もが避けては通れない課題となっています。ここでの環境とは事業所内ではなく、広く地域を環境として捉えます。ミクロでは事業所内の認知症利用者の対応や尊厳維持の精度を高めて行く事は必須ですが、マクロでは平成30年度は社会福祉法人の使命として、国が推し進める新オレンジプランに沿いながら、地域に於ける認知症ケアのノウハウや認知症を支えるご家族の支援や負担軽減の為に以下の具体的な事業を通して地域貢献を行います。」

(5) 社会福祉法人としての使命・介護従事者の人材育成機関としての地域貢献

「将来介護職に就きたい養成校の受講生や、職員養成課程の単位の一環である実習生の介護現場受入事業所のみならず、平成30年度はその対象者を地域にお住いの方にも広げ、地域介護力の底上げし地域福祉への貢献を行います。」

(6) 感染症対策の充実

「感染症好発時は誰でも感染に対し気を遣いますが、我々職員は年間を通して一貫した感染への意識を持ち続ける必要があります。平成29年度事業反省に顧みて以下の事業を重点的に取り組みます。」

(7) 災害対策・事業を通しての地域貢献

「自然災害等不足の事態を想定範囲内として捉え、日常的な想定訓練や設備の点検や備品の確保を行い。災害等発生時は可能な範囲で地域へ資源を提供したり福祉避難所とし

て地域にその持てる機能を開放致します。」

3 重点事業

(1) 私たちは、より具体的な地域における公益的な取り組みを実践します

平成30年4月に事業所内に「地域相談窓口」を設け関係機関や地区自治会へ周知を行い、具体的には宮崎市中央東郷地区地域包括支援センターと宮崎市中央東地区社会福祉協議会と地区自治会長及び民生児童員、福祉協力員との連携や繋ぎの潤滑油としての機能を果たして行きます。

専ら生活相談員によるアウトリーチを月1回のペースで実施し、地域に於ける課題やお困り事等の情報収集を行い、我々が専門である「福祉サービス」を日常生活又は社会生活上の支援を必要とされる方に対して提供致します。

効果的な「運営推進会議」を通して利用者からの視点、地域住民の代表からの視点での意見や助言を頂きながら自事業所を客観的に評価して頂き、限定列挙せずに提供可能なサービスと地域や利用者ニーズの整合性や方向性を常に修正又は調整して行きます。

(2) 私たちは、事業所体制を整備し評価を見える化し利用者家族が取り組みやすい工夫を致します。

地域密着型通所介護事業所として

平成30年4月より新たに「個別機能訓練加算」算定を行う為の事業所環境整備を行いその目的を分かり易く説明を致します。導入にあたっては必要な利用者へ専従の機能訓練指導員(看護師)を配置し、当該利用者の生活機能向上や社会性の向上を目指します。

「個別機能訓練加算」の個別導入の時期は、長期目標又は短期目標更新時期又は認定更新時期のアセスメント時期に当該介護支援専門員がその導入の必要性を認めた場合に導入致します。専らその利用者の生活機能向上を目指しますが、利用者がその目的や、効果を理解して頂けるよう、時系列で分かり易い表や数値で経過を相互理解して頂きながら利用者本位で寄り添いながら個別又は5人程度の小集団にて提供致します。

個別機能訓練計画表作成にあたっては、当該介護支援専門員のケアプランを基に、副施設長、生活相談員(看護師/介護福祉士)、介護職員(ヘルパー資格/精神保健福祉士/介護支援専門員)や淀川食品株の多職種共同で作成致します。

第1号通所介護事業所(総合事業)として

第1号通所介護事業所(総合事業)の基本的な考え方である「効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開による要支援状態からの自立に向けた取り組みと重度化防止の推進。」に沿った事業展開を行う。その為にも当事業所は地域に於けるサービス提供事業所の一つと捉え地域ニーズに柔軟な対応を行って行く。

地域ケア会議への積極的な参加を通して、日常生活支援や集いの場としてのサービス提供の場である事を理解して頂く様働きかけを行って行く。

タイアップ事業～事業所併設である住宅型有料老人ホーム併設機能を活かし、必要な方については「夕食提供サービス」を広くPRして行く。

現第1号通所介護事業所(総合事業)利用者については、今後も継続したサービスを提供して行く観点から、個別サービス提供の在り方や集団で提供するサービス内容を定期的に精査し利用者がサービスにアクセスし易い環境を整備する。

介護保険外実費サロンとして

上記以外の補足的サービスとして一日定員の1割程度を上限とし独自の料金形態にてお受入れを行います。

定期的に行事を通して地域の方を無料で招待を行い利用者との語らいやレクリエーションやおやつ等を通じた交流会を実施致します。

(3) 私たちは、超立場性を念頭に以下の取り組みを行い「少数精鋭で地域 1」を目指します。

職員のキャリアデザインや思考、現業としての立場や将来性に応じた階級を明確にしキャリアデザイン実現に向けて取り組みます。

上記施策の一方で、職種や有する資格に制限されない現業を超えた業務への取り組みを行い、利用者がその時々で受けるサービスの質の均衡化を図ります。

自己リアデザイン実現に向けての、新たな資格取得(国家資格、国家資格に準じる資格、介護支援専門員資格、任意団体認定証その他)の奨励と支援を行ないながら職員各自のスキルアップと更なるサービスの質の向上を目指します。

常に事業所に於ける業務改善や見直しを行い合理化を目指すと共に、消費電力や消耗品などのコスト削減に留意し、働きやすい職場作りや環境に配慮し生産性の向上に努めます。

(4) 私たちは、まずは再度全職員認知症サポ - タ(オレンジリング)100%取得します。

第一義的には、認知症利用者に携わる職員として、全職員認知症サポ - タ(オレンジリング)取得が新入職職員などの関係もあり変化が生じた為に、第一義的には再度全職員認知症サポ - タを目指し、地域への意識度を見える化します。又、昨年度に続き、江平小学校5年生の認知症サポ - タ養成授業では「ファシリテ - タ - 講師」として参加致します。

第二義的には、認知症サポ - タ - 養成講座講師への挑戦も事業所として挑戦します。

認知症実践者研修修了者を中心に「true of looked at me withouto seeing only problem!」課題や問題のみが先に歩くケアではなく、利用者の尊厳が守られたケアを提供する事を中心として取り組んでいきます。

柳丸地区、権現地区、江平東地区合同の「徘徊模擬訓練」等は積極的に参加し、地域との交流活動を深めていきます。

(5) 私たちは、指導能力の向上を通しての自己研鑽の場としての人材・実習育成に尽力します。

受講生や実習生受け入れは自己スキルアップとしての機会であるとも捉え、指導にあたっては、主にケアチ - ム(介護職員)として介助動作の目的等技術の目的やポイントを的確に伝えて理解して頂く様努めます。又、それが自己研鑽の場として認識しながら事業所全体の介護技術向上に繋げていきます。

福祉や介護の素晴らしさを次世代や地域に広げる為の地域活動や地区自治会長等と意見交換を行いながら、適切な介護技術を在宅での介護者へ指導を行い介護負担の軽減に繋げて行く活動を行います。

(6) 私たちは、年間を通しての高いレベルでの感染症対策を行います。

キュアチ - ム(看護師)を中心として感染症対策の喚起を率先して行います。万が一感染の事実があった場合は遅延なく法人内や関係機関と情報を共有し必要な対処と感染拡大防止に努めます。

キュアチ - ムにて高齢者事業所においての毎年の感染症好発時期カレンダー - を年度当初に作成し、年間を通して好発する感染症名やその予防策や有効な対策や薬剤名を共有します。

(7) 私たちは、不測の事態も想定範囲内のできる日頃からの取り組みと火災を発生させない防災意識を高めます。

不測の事態

台風災害・地震災害・津波災害・水害(大淀川決壊)・電力水力供給遮断・竜巻・雷等による災害等・異常気象による高温その他あり得る災害や一時災害後の二次災害又はその災害が続く期間等を精査し、その為に必要な補備の訓練や備品備蓄等をイマ - ジャンシ - チ - ムにて行います。

柳丸地区はマンションも多い街部であり、自治会加入率は30%台である為に災害弱者や情報が自治会まで届かない世帯があると考えられます。地域の民生児童員や福祉協力員と連

携を密にし自治会加入を超えた情報収集や必要な支援活動を日頃から意識し意見交換を行い災害時に備えます。

4 年間事業予定

月	事業名等
4月	体重測定、新年度開校式、ひだまり1号館との交流会、お花見、海での魚釣り、お茶ドライブ、調理実習、防災訓練(火災)、宮崎市介護支援ボランティアの受け入れ、江平デイサービスとの交流会
5月	体重測定、グループホームとの交流会、外食ドライブ、海での魚釣り、調理実習、宮崎市介護支援ボランティアの受け入れ、第1回ひだまりサロン、江平保育園児との交流会 すずき内科クリニック合同避難訓練
6月	体重測定、明照デイとの交流会、那珂の郷との交流会、花菖蒲見学、4～6月生誕生会(住宅型合同)、調理実習、防災訓練(通報)、宮崎市介護支援ボランティアの受け入れ、地域認知症サポーター研修 第1回運営推進会議
7月	体重測定、ひだまり2号館との交流会、七夕祭り、そうめん流し、調理実習、防災訓練(風水害)、宮崎市介護支援ボランティアの受け入れ 第1回利用者満足度調査
8月	体重測定、グループホームとの交流会、調理実習、宮崎市介護支援ボランティアの受け入れ、家族地域招待納涼祭
9月	体重測定、ひだまり1号館との交流会、敬老会(住宅型合同)、7～9月生誕生会(住宅型合同)、ドライブ散歩、調理実習、防災訓練(消火器)、宮崎市介護支援ボランティアの受け入れ、和音との交流会
10月	体重測定、那珂の郷との交流会、合同運動会、海での魚釣り、調理実習、宮崎市介護支援ボランティアの受け入れ、第2回ひだまりサロン すずき内科クリニック合同避難訓練
11月	体重測定、ひだまり2号館との交流会、収穫祭(住宅型合同)、コスモス見学、社会見学、調理実習、防災訓練(誘導)、宮崎市介護支援ボランティアの受け入れ、地区合同運動会、江平保育園児との交流会
12月	体重測定、ひだまり1号館との交流会、グループホームとの交流会、クリスマス忘年会、10～12月生誕生会(住宅型合同)、門松作り、新田原航空祭前日見学(第1土曜日)調理実習、防災訓練(通報)、宮崎市介護支援ボランティアの受け入れ 第2回運営推進会議
1月	体重測定、初詣、新年会、調理実習、防災訓練(地震)、宮崎市介護支援ボランティアの受け入れ 第2回利用者満足度調査
2月	体重測定、那珂の郷との交流会、節分豆まき、外食ドライブ、梅見学、雛山見学、調理実習、ジャイアンツ宮崎キャンプ見学、宮崎市介護支援ボランティアの受け入れ、地域防災訓練
3月	体重測定、桜・菜の花見学、調理実習、防災訓練(総合)、宮崎市介護支援ボランティアの受け入れ、第3回ひだまりサロン、江平保育園児との交流会

その他の行事・会議・研修等

- (1) 他施設との交流会：和音・江平保育園との交流会
- (2) 毎月定例会議：当該介護支援専門員又は地域包括支援センター主催による利用者担当者会議(自宅又は住宅型有料於)・企画会議(翌月行事検討)・給食委員会・デイ部門職員会議(利用者モニタリング)・ひだまり2号館との合同研修会(奇数月)
- (3) 外部研修：宮崎県社会福祉研修センター、老人福祉サービス協議会等の主催研修・宮崎市通所介護連絡協議会定例会
- (4) 必要研修(内部)：職務規定、医療行為、プライバシー保護、感染症、身体拘束、健康管理、事故緊急時対応、非常災害、認知症、就業規則、相談・苦情、業務マニュアル

住宅型有料老人ホーム柳丸館 平成30年度事業計画

1 目標

平成22年に開設し9年目に入り居者の皆様の平均年齢は87.9歳となりました。昨年度は入院する方も少なく経過しましたが、開設当初に比べると徐々に心身の機能が変化している事を踏まえ、平成29年10月より重度化する入居者の方に対しより極めやかな支援の提供が出来る様に従来の宿直体制から夜勤へ移行しました。

平成30年度は入居者が入院加療後退院する姿を想像した場合に、入院前より医療依存度が高くなる場合や医療機器等を装着する必要がある可能性が少なからずあるのではないかと想定できると同時に今後は濃厚な支援や介護サ - ビスの提供が必要になって来ます。

私たちは、以下の基本方針に基づく重点事業を中心に取組み、入居者の皆様が、ここ住み慣れた事業所又は圏域で必要とされるサ - ビスが受けられ且つ尊厳が守られ真の意味で「最期の砦」に相応しい支援や各関係機関からのサ - ビスを遅延なく受けられるようチ - ムとして実現でできるよう真摯に取り組みます。

2 基本方針

(1) 地域包括ケアシステム(我が事から丸ごとへの転換)におけるコンプライエンス

「中重度の要介護者も含め適切な医療・介護サ - ビスを切れ目なく受ける事ができる住宅型有料老人ホ - ムとしての体制を更に充実させ入居者が住み慣れた事業所や生活圏域の中で尊厳が守られ限りなく生活が送れるよう万全を期します。」

(2) 医療(協力医療機関/他科)との連携の一層推進

「入居者が健康的で且つ安心安全に生活を送る為には、医療との連携は極めて重要な部分であります。的確に医療機関医師や看護師等の医療職に情報を伝える為には、日々の観察と共に医療知識や悪化予測のスキルが求められます。我々は福祉専門職としての最低限の医療知識や薬剤名等を掌握致す努力を致します。又、キュアチ - ム(看護師)は定期的にケアチ - ム(介護職員)に対し職員研修などに於いて高齢者に多く見られる疾患の特徴等の専門研修を開催致します。」

(3) 認知症入居者への対応の在り方を常に念頭に置き認知症になってもその方が不安なく生活を送る事ができるようチ - ム一丸となつての支援体制

「認知症入居者を当該事業所のみで完結させるのではなく、認知症連携パス(オレンジ手帳)や地域ケア会議等の機会を利用し行政や地域包括支援センタ - 及び地域ぐるみで情報を共有し外部から助言を頂きながら、当該利用者やご家族の認知症に対する不安を軽減しつつまでも安心して暮らし続けられる要支援致します。」

(4) 看取り介護への取り組み

「看取り介護を全人的ケアとして位置づけ、看護介護の集大成として悔が残らない取り組みを行います。」

(5) 自然災害・感染症に備えた取り組み

「自然災害等不足の事態を想定の内として捉え、日常的な想定訓練や設備の点検や備品の確保を行い。災害等発生時は可能な範囲で地域へ資源を提供したり福祉避難所として地域にその持てる機能を開放致します。」

(6) 社会福祉法人としての使命・福祉人材育成と定着に向けた組織の強化

「事業者が考える職員確保が厳しい理由と、職員が辞める理由とのズレを的確に把握し疎外因子となっているものはなにかと言う観点から見直し改善できるものは改善し再度福祉の魅力を生かす使命として情報発信して行きます。」

3 重点事業

(1) 私たちは事業所の特性の理解と他社会資源とのタイアップ促進を図ります。

私たちは、事業が提供できる支援サ - ビスの内容やその限界を適切に把握し、必要に応じ他機関からのサ - ビス提供が遅延なく適切に提供できる仕組みを活かし重度になっても尊厳を持って生活を送る事ができるよう万全の態勢で臨みます。

(2) 私たちは、更に医療機関との連携を強化します。

重度化に伴う医療二 - ズの多様化や薬剤の多様化の現状を踏まえ、今年度は尚一層の医療機関との連携が重視されます。ケアチ - ム(看護師)による日常的な入居者に対する情報交換や定期訪問診療時におけるやり取り情報を全職員で共有し職員間で情報のアンバランスが生じないように努めて参ります。

重度化や基礎疾患の悪化、検査目的や突発的な自室内での転倒などの発生に伴い、主治医(すずき内科クリニック)以外の医療機関に受診する頻度が高くなりました。この事を踏まえ我々支援する側も他科受診の在り方(ケアチ - ム看護師での個々の判断の違いや曜日時間帯の違いによる受診の在り方、家族支援が頂ける方とそうでない方との整合性、軽微な受診の場合や診療科目による違い等様々な観点での整理が必要。)を精査し、過去の事例に基づく独自マニュアル整備を早急に整備し全職員で共有し実践の場に活かします。

(3) 私たちは、認知症入居者へのアプロ - チは一通りではない事を正しく理解し介護や支援を科学し、根拠を持った対応を致します。

ケアチ - ム(介護職員)を中心に認知症介護の在り方検討会で事例を用いて定期的な意見交換や再セサメントにて支援やサ - ビスの適正化を図る。

第一義的には、認知症利用者に携わる職員として、全職員認知症サポ - タ(オレンジリング)取得が新入職職員などの関係もあり変化が生じた為に、第一義的には再度全職員認知症サポ - タを目指し、地域への意識度を見える化します。又、昨年度に続き、江平小学校5年生の認知症サポ - タ養成授業では「ファシリテ - タ - 講師」として参加致します。

(4) 私たちは看取り介護とターミナルケアの違いを正しく理解し多職種からなるチ - ムで同じ方向性で対応します。

ターミナルケアが終末期医療である事に対し、看取り介護は近い将来死が避けられないとされた入居者に対し、身体的苦痛や精神的苦痛を緩和・軽減するとともに人生の最期まで尊厳ある生活を支援する事にあります。私たちはこの事を正しくご家族へ説明し理解して頂く知識が求められます。ケアチ - ム(看護師)を中心に研修会等を通してスキルアップを図ります。

全人的ケアの観点から、終了後もご家族に対するグリ - フケアを提供し、残されたご家族への精神的なケアに努めます。

(5) 私たちは、不測の事態も想定範囲内のできる日頃からの取り組みと火災を発生させない防災意識を高めます。

不測の事態

台風災害・地震災害・津波災害・水害(大淀川決壊)・電力水力供給遮断・竜巻・雷等による災害等・異常気象による高温その他あり得る災害や一時災害後の二次災害又はその災害が続く期間等を精査し、その為に必要な補備の訓練や備品備蓄等をイマ - ジャンシ - チ - ムにて行います。

柳丸地区はマンションも多い街部であり、自治会加入率は30%台である為に災害弱者や情報が自治会まで届かない世帯があると考えられます。地域の民生児童員や福祉協力員と連携を密にし自治会加入を超えた情報収集や必要な支援活動を日頃から意識し意見交換を行い災害時に備えます。

(6) 私たちは、誰もが動きやすい職場環境を整え福祉人材育成に努めます。

職場でのストレスである以下の要因を正しく理解します。

- 1) 閉鎖された環境内で同じ利用者同じ職員のみとの関わりが多い(変化に乏しい)
- 2) 気の合わない上司や同僚と離れる機会が少ない。
- 3) 派閥が出来やすく険悪な雰囲気生まれやすい。
- 4) 学業ベ - スや資格相違による意見の食い違いや資格の種類による上下関係が生まれやすい。

上記ワ - スト理由に対し、以下の点に留意します。

- 1) 職員間の相関関係を適切に把握します。
- 2) 可能な限り同拠点間区分での職員相互勤務やロ - テ - ション勤務導入にて、変化が実感できる職場環境整備に努めます。

4 年間事業予定

月	事業名等
4月	毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・広報誌発行毎月・生活相談・避難訓練(火災想定)
5月	毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニック合同避難訓練・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・広報誌発行毎月発行
6月	第1回運営懇談会
7月	4～6月生まれの方の誕生会(デイサービスと合同)毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・広報誌発行毎月発行
8月	毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・広報誌発行毎月発行
9月	毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・園だより発行毎月・生活相談・避難訓練
10月	敬老会(デイサービスと合同)・7～9月生まれの方の誕生会・毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・広報誌発行毎月発行
11月	総合防災訓練2回目・大運動会(デイサービスと合同)毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・広報誌発行毎月発行・すずき内科クリニック合同避難訓練
12月	江平保育園との交流会(デイサービスと合同)・毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・広報誌発行毎月発行・第1回運営懇談会
1月	10～12月生まれの方の誕生会・クリスマス忘年会(デイサービスと合同)・毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・広報誌発行毎月発行
2月	新年会(デイサービスと合同)・毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・広報誌発行毎月発行
3月	毎月1日～3日体重測定・すずき内科クリニックによる訪問診療月2回・最寄りのスーパーへの買い物支援月2回・園だより発行毎月・生活相談・入居者職員地域防災訓練への参加

上記以外の毎月実施の行事等

- (1) すずき内科訪問診療を月2回実施。
- (2) 最寄りコンビニからの宅配業務提携。
- (3) 外部からの移動出張理美容利用・その他入居者生活の利便性を高める為の社会資源の活用。
- (4) 体重測定を月1回実施(毎月1日から3日の三日間)実施。
- (5) 毎朝のバイタル測定。
- (6) デイサービスセンタ - ひだまり柳丸館との交流会及び合同行事。
- (7) 毎月の献立表配布及びインフォメ - ションボード活用。

(8) 行事食の提供。

その他の会議・研修等

- (1) 定例会議：淀川食品株式会社との給食会議、住宅型有料部門職員会議（入居者がフェリス、行事検討会、復命研修）ひだまり2号館との合同研修会（奇数月）
- (2) 外部研修：宮崎県社会福祉研修センター、老人福祉サービス協議会等の主催研修、県市介護支援専門員連絡協議会、その他必要と思われる会議
- (3) 必要研修（内部）：職務規定、医療行為、プライバシー保護、感染症、身体拘束、健康管理、事故緊急時対応、非常災害、認知症、就業規則、相談・苦情、業務マニュアル、介護保険関係

那珂の郷 平成30年度事業計画

1 目 標

多機能事業所（就労支援、就労継続B型、生活介護、日中一時）としての機能を活かしたサービスの提供を図り、合理的配慮をしながら、利用者の社会的自立力を高めていきます。

社会的自立力の大きな要素である経済的自立のための生産活動の充実を図り、利用者の工賃アップに努めていきます。また、障害者虐待防止への意識向上を図ります。

相談支援事業所や関係機関と連携をして、障がいのある方々の権利擁護の推進や合理的配慮をしながら、生活の自立の支援を図ります。

利用者、家族、地域のニーズを汲み取り、地域社会に貢献するために必要な社会福祉の在り方と「地域共生社会」に向けた取り組みを那珂の郷（障がい者福祉部門）として出来ることを検討していくとともに他の部門（児童、高齢者）との連携を図ります。

障害者部門でも報酬改定での報酬引き下げやサービスと報酬付与の要件項目の細分化、就労系事業の機能達成の強化、また、介護保険に寄り合おうとする制度の流れが見て取れます。現事業の運営の質的強化を図りながら、社会福祉法、障害者総合支援法等の改正に即した対応をしていくとともに、障がい児支援や高齢者（介護保険）と障害福祉サービスを一体的に提供できる「地域共生型サービス」等の動向の中で障害福祉部門としての使命を果たせるように取り組んでいきます。

2 基本方針

- (1) 利用者の障がいの程度、特性を踏まえ、個性をとらえながら、各事業所の機能を活かした、サービスの提供に努めます。
- (2) 利用者の活動への参加度合いと収益の向上を目指して利用者の工賃アップに努めます。
- (3) 相談支援事業所や関係機関との連携に努めます。
- (4) 地域イベント等に積極的に参加するとともに、地域に必要とされる施設運営を目指して、地域への貢献に努めます。
- (5) 職員の支援能力を総合的に高めていきます。
- (6) 災害に備えた取り組みをしていきます。

3 重点事業

(1) 個に応じた支援計画の作成

各事業所の機能と専門性を踏まえた上で、利用者の興味、関心、能力、個性を適正に把握し、また、サービス等利用計画をもとに個々の利用者に応じた個別支援計画を作成します。

利用者のニーズとストレングスモデル（強み）に着目して、PDCAサイクルを踏まえたモニタリング、個別支援計画を作成し実行していきます。

専門的知識を習得していきながら、利用者が安心して通所できる環境を提供し、利用者の可能性を見つけて広げていける視点で取り組み、個別支援は繋がっており、利用者の人生を支援しているという専門性と責任を持てる職員を目指します。

関係する研修の参加、職員が担当利用者だけでなく利用者全員の個別支援計画を知ることができるよう取り組んでいきます。

(2) 生産活動の充実と工賃アップの推進

各事業所共通して利用者が工賃を得る喜びが持てる生産活動の提供と活動の中で利用者の関わる度合いを高めるため、個々人の強みを活かし、障がい特性に合わせ合理的配慮をした質的、物的な環境を整備して利用者の働きと生産性が繋がっている支援ができることを目指します。

B型事業所は生産活動の収益を上げることで工賃原資を獲得し、目標工賃の達成に取り組んでいきます。

就労移行は就労支援で個々の利用者のスキルアップを目指した作業プログラムを実施して就労を含めた利用者個々人の将来を考える支援に取り組んでいきます。
生活介護は様々な作業や活動の工程の中で出来る事や「どうすればできるか」「何が原因か」等の視点を持って利用者に関わることに取り組んでいきます。

(3) 関係機関との連携の充実

相談支援事業所や関係機関との連携に努めます。

各相談支援事業所や支援学校、就労センター等との関係機関と連携し生活支援や就労支援で必要に応じて対応していきます。

相談支援センター明照と連携し「共生型サービス」をテーマに情報等の把握や障害者福祉部門として取り組めることを検討していきます。

特別支援学校の実習を積極的に受け入れ、実習生一人ひとりに応じた手厚い支援に努めます。

(4) 地域への貢献

地域に必要とされる施設運営を目指して、地域への貢献に努めます。

那珂の郷の会（保護者の会）の懇親会に参加するなど、積極的に保護者との交流を深め、保護者との連携強化を図ります。

- ・施設への苦情には、誠意を持って速やかな対応に努めます。
- ・保護者会と連携をして、交流を深めていきます。
- ・保護者がいつでも施設へ来られるような雰囲気づくりに努めます。

高齢者部門の配食サービスを就労継続事業として出来ないかを検討していきます。

「地域共生社会」への取り組みでの法人、障害者福祉部門の機能、役割を検討していきます。

(5) 職員研修の充実

職員の利用者への支援能力を高める取り組みを行います。各事業所間の連携を図り保護者の要望に答えられるよう、職員の支援能力を高めます。施設外研修へも積極的に参加し、事業所毎の知識を深め、職員のレベルアップを図ります。

職員の経験年数や職種に応じてキャリアアップ研修に参加して組織が健全に機能して処遇の改善に繋がることを目指します。

利用者に関わることを検討していくことは虐待防止に繋がっていると捉えた「サービス向上検討会」が機能するよう会議、研修を実施します。

障がい特性や強度行動障害等の特化した研修に積極的に参加して専門性を高めます。福祉の動向などにも全職員が意識できるようにします。

(6) 災害に備えた取り組み

定期的な防災訓練を行い、災害に備えます。

防災訓練を通して職員は非常時に対応できるようするとともに、ハザードマップ等を掲示して利用者への理解を促します。

災害時の避難場所として要請があったときには速やかに開放できるよう備えます。

4 年間事業計画

月	事業名等
4月	合同交流会 新規利用者歓迎会、那珂の郷の会保護者会
5月	合同交流会 園外レク遠足
6月	合同交流会 誕生会
7月	合同交流会 スイカ割り大会、ミニプール遊び
8月	合同交流会 七夕、夏祭り、合同防災訓練
9月	合同交流会 誕生会、収穫祭、遠足
10月	合同交流会 運動会
11月	合同交流会 園外レク遠足
12月	合同交流会 餅つき大会、新田原基地航空祭前日見学(予定)、誕生会、クリスマス会
1月	合同交流会 新年会、鏡開き、成人祝い、ボーリング大会
2月	合同交流会 節分、合同防災訓練
3月	合同交流会 園外レク遠足、誕生会

その他、毎月実施する行事等

(1) 全事業所

- バイタルチェック・ロッカー整理
- 車両整備
- レクダンス
- 移動図書館での本の借用と返却

(2) 就労継続支援事業B型

- 生産活動(農耕・手工芸・食品加工)
- 施設外就労

(3) 就労移行支援事業

- 施設内生産活動
- 施設外就労
- 職場実習
- ハローワーク訪問(その他サポート機関利用)

(4) 生活介護事業

- 生産活動、創作活動、音楽活動、美化活動、運動、調理実習、生活訓練、社会見学、施設間交流会、余暇活動、販売所納品集金、生産品配達、回収(アルミ缶等)

(5) 日中一時支援事業

- 公共施設の利用
- カラオケ支援
- 外出支援、食事支援等
- 金銭管理支援(昼食代)
- 買物支援(金銭管理支援)
- 地域のイベント参加
- 運動
- ゲーム

事業別の個別の計画は、次ページ以降のとおり。

「那珂の郷」指定事業所別事業計画

就労継続支援B型事業

1 目標

利用者が生産活動を通して、働くことへの喜びを感じるとともに経済的自立のための生産活動の充実を図って支援に努めていきます。

2 基本方針

利用者の障がいの程度、特性に応じたサービスの提供に努めていきます。そのために、利用者の興味、関心、能力、個性を把握する事で、社会性や協調性を身に付けられるよう個々に的した作業環境や合理的配慮に努め利用者の強みを活かしたサービスに努めます。また、生産活動を充実させ、活動への魅力や成果の実感が得られるよう利用者のスキルアップを図っていくとともに収益の向上を目指して工賃アップに努めていきます。

3 重点事業

(1) 利用者の理解と個別に応じた支援計画の作成

個々の利用者の障がい程度、特性、ニーズを把握しサービスの質を高めるとともに満足度向上に努め、サービス等利用計画を基に個々に応じた個別支援計画書を作成します。

サービス提供連絡表を基に利用者、家族に日々のサービス内容や利用者の状況を連絡し、家族との連携を図ります。

三者面談を行い、利用者、家族のニーズを把握したうえで個々に応じた個別支援計画書を作成し強みが伸ばしていけるよう質の高いサービス提供に努め新たな課題や問題にも対応していきます。

相談支援事業所や関係機関との連携に努めます。

(2) 信頼関係に立った人間関係の構築

利用者職員との豊かな信頼関係を構築し合理的配慮をしながらサービスに努めます。

合同交流会の充実を図り信頼関係を構築していきます。

利用者の特性に応じて必要な手段を用い安心して活動できるよう支援に努めます。

(3) 基本的生活習慣の育成

基本的な生活習慣を習得できるよう、個々の利用者に応じた支援に努めます。

身嗜みの確認、健康管理、生活リズムの確立に努め自立力を高めていきます。

活動を通して報告連絡相談の大切さや時間厳守について意識できるよう支援に努めます。

(4) 社会性の育成

利用者が地域社会での自信や自覚を持ち、社会参加できる能力を身に付けることができるよう努めます。

園外での活動を通して、地域社会でのマナー等必要な知識が身に付けられるよう支援します。

販売や納品等への参加、近隣の田畑での環境整備等地域への貢献につながるよう努めます。

(5) 生産活動の充実・工賃アップの推進

必要な知識・技術を身に付け、販売、生産活動の立案を行い充実を図ります。また、信頼を得られる安心安全な商品づくりに努め、利用者の活動参加の度合いを高め利用者が働いて工賃を得る喜びが感じられるよう、収益の向上を目指し工賃アップに努めます。

生産活動に必要な知識・技術を身につけ、利用者のスキルの向上を図ります。

利用者の参加度合いを高め利用者の強みを活かした作業を提供していきます。

生産計画やニーズに合わせた商品企画に取り組み、地域のイベント等に積極的に参加し販売場所の開拓を行っていきます。

サービス向上検討会等を通して職員の共通認識、意識向上に努めます。

(6) 災害に備えた取り組み

定期的な防災訓練を行い、災害に備えます。

各関係機関の立会のもと訓練を実施します。

4 年間事業予定

P56を参照

「那珂の郷」指定事業所別事業計画

就労移行支援事業

1 目標

利用者の就労を目指します。

2 基本方針

利用者様の個々の状況等を把握し、社会人としての基本的姿勢が身につくよう支援に努め、就労訓練プログラムの充実を図ります。

就労担当者会への参加や労働局が実施する職場体験等に積極的に参加し、各関係機関との連携を図りながら、就労に向けた支援に取り組んでいきます。

3 重点事業

(1) 利用者の状況把握と個別に応じた支援計画の作成

個々の利用者に応じたサービスの質を高め、新たな課題や問題にも対応します。

サービス提供票（連絡帳と一体させて利用者が利用内容を確認できる）

個別支援計画書の作成

個別の評価シートを活用し、個々の特性や変化をより深くとらえ、個々の達成度が本人の就労意欲に繋がるようスモールステップの視点で支援計画を作成し、本人、保護者と連絡しながら就職に繋がるよう、個々に適した支援が出来るように努めます。

利用者、保護者、施設での三者面談

相談支援員との担当者会議にて情報の共有

(2) 信頼関係に立った人間関係の構築

利用者職員との信頼関係をもとにした活動に努めます。

共同作業、流れ作業等チームワーク作業への取り組み

他事業所との合同作業、行事への取り組み

(3) 基本的な生活習慣の育成

社会参加と自立支援に努めます。

基本的な挨拶訓練

・当番活動を中心に挨拶や人前で話す訓練を行い、コミュニケーション能力が向上するよう支援に努めます。

身嗜み確認

・朝礼の場で利用者同士が確認する時間を設け、互いに社会に出る意識が高まるよう支援を行います。

報告・連絡・相談の徹底

・作業内で繰り返しの支援を行い、また、作業終了後の日誌記入、作業の振り返りを行うことで作業への興味関心を高めていくことで作業意欲の向上に努めます。

(4) 社会性の育成

地域生活の充実をめざし、地域貢献にも取り組みます。

環境整備等の訓練

・社会環境への適応能力が向上するよう、地域での施設外就労に取り組みます。

公共交通機関を利用した通勤訓練

・公共交通機関を利用した通勤訓練を行い、通勤面での自立を図り、計画的に実施します。

(5) 就労に向けた訓練活動の充実

生活面の自立、社会生活と就労に必要な知識・技術の訓練を行います。

挨拶、返事、報告訓練

・毎日繰り返し行うことで職場での基本姿勢が身につくように努めます。

通勤訓練

・公共機関を利用した通勤訓練を行うことで通勤面での自立を図ります。

個別作業プログラム

・個別支援計画書を基に個々に合った作業プログラムを作成し、取り入れることで単独での作業面での自立、時間を把握しての行動面の自立を目指し、就職に結びつくように支援していきます。それぞれのスモールステップを検討し、意欲の向上に努めます。

施設外就労

・施設内外を問わず、作業を行うことで社会適応力の向上に努めます。

実習

・法人内実習や労働局からの職場実習を積極的に取り入れ、就職に向けた支援を行います。

職場開拓

・現状に囚われず、新しい作業も積極的に取り入れて行き、仕事の選択肢を広げていきます。

就労に関する研修への参加、担当者会の参加

・就労に関する研修や宮崎地区就労担当者会に参加して、関係機関との連携を図るとともに、地域の情報収集や就労支援の質の向上に努めます。

(6) 求職活動の推進

求職活動を各関係機関と協力し、行います。

公共職業安定所への登録

障害者職業・生活支援センターへの登録

合同面接会や企業見学等への参加

(7) 災害に備えた取り組み

定期的な防災訓練を行い、災害に備えます。

各関係機関の立会のもと訓練を実施

4 年間事業予定

P 5 6 を参照

「那珂の郷」指定事業所別事業計画

生活介護事業

1 目 標

地域社会との交流を深め、利用者の自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上に努めます。

2 基本方針

- (1) 利用者の障がいの程度、特性を踏まえ、個性を生かしたサービスに努めます。
- (2) 利用者の日常生活上の支援、創作的活動、生産活動を充実させ、生活能力を高めていきます。
- (3) 利用者、家族に関する相談・助言等の支援に努めます。
- (4) 相談支援事業所やその他の関係機関との連携に努めます。

3 重点事業

(1) 利用者の理解と個別に応じた支援計画の作成

サービス提供票を通して利用者の様子、支援内容等の連絡を行い、保護者とのコミュニケーションに努めます。

利用者、保護者等との面談を行い、意見・要望に向き合い、更なる信頼関係へ努めます。

定期的なモニタリングを行い、日々のサービス提供票、面談での利用者、保護者のニーズに沿った個別支援計画書の作成に努めます。

(2) 信頼関係に立った人間関係の構築

利用者と職員：利用者とは日々対話し、不安なく活動できるよう努めます。

利用者相互：毎月、他事業所との合同レクレーション等で積極的に交流できるよう、職員一緒になって交流を深めます。

保護者と職員：サービス提供票、面談にて施設、家庭での情報の共有を行います。

(3) 基本的生活習慣の育成

利用者に合わせ、日常生活に必要な内容の生活訓練を取り入れたプログラム作成に努めます。

身体機能の維持向上の為に、家庭での手伝い等も保護者との連携をとれるよう支援に努めます。

(4) 社会性の育成

公共施設の利用及び見学によって興味、関心を持ち意欲の向上に努め、マナーやスキルアップに繋げていきます。

施設外でのアルミ缶回収、米配達等での挨拶等、社会性の向上に努めます。

(5) 生産活動の充実

限りある資源（アルミ缶、廃油等）の回収に努めます。

生產品の配達、販売所納品集金（農作物・さをり織り等）を行います。

新たな生産物の開拓、野菜の育成に取り組みます。

(6) 余暇活動の充実

施設の外に出て、季節感を味わいながらドライブ、散策を計画します。

指先を使った創作活動を通して月々の作品づくりを行います。

(7) 保護者会との連携強化

保護者会との懇親会へ積極的に参加し交流を深めます。
保護者会との密な報告、連絡、相談を行います。

(8) 災害に備えた取り組み

各関係機関の立会のもと訓練を実施します。
ハザードマップの活用をします。

4 年間事業予定

P56を参照

「那珂の郷」指定事業所別事業計画

日中一時支援事業

1 目的

在宅における介護が困難な家族の負担軽減に努めます。

2 基本方針

- (1) 障がい程度や特性に応じたサービスの提供に努めていきます。
- (2) 日中一時支援事業の契約数と利用実績の拡大に努めていきます。
- (3) 特別支援学校生の受け入れを積極的に行っていきます。
- (4) 相談支援事業との連携を図ります。

3 重点事業

(1) 利用者の理解と個別に応じた支援内容の実施

個々の利用者に応じたサービスの提供に努めます。

利用者の興味・能力・関心・個性を把握しサービスに努めます

見守りや日常的な訓練の中で合理的配慮を行い、施設内外のサービスに努めます

個別支援の必要な方には特性を十分把握し安全に努めます。

(2) 信頼関係に立った人間関係の構築

利用者と職員の間関係、保護者と職員の間関係の構築に努めます。

利用者や保護者との交流に積極的に参加します

利用者から問いかけにはいつでも対応しコミュニケーションを大切にします。

(3) 基本的生活習慣の育成

地域で生活することを目標に、基本的生活習慣の習得に努めます。

身嗜みの確認はその都度支援に努めます。

礼儀作法の習得についてもその都度支援に努めます。

(4) 社会性の育成

社会参加できる能力を身に付けさせ、地域社会で楽しく生活できるよう支援に努めます。

公共施設の利用や、イベントに積極的に参加して地域の方々との交流を深めます。

ファミリーレストランでの昼食マナーや知識が身に付けられるよう支援に努めます。

買い物学習と金銭管理支援に努めます。

(5) 家族との連携強化

利用者の施設への苦情には常に誠意と意識を持って対応するとともに家族の願い等も誠意で対応し、家族との信頼関係の構築を目指します。

学校の長期休業期間中の特別支援学校生徒の日中一時支援事業の利用の促しも積極的に行っていきます。

利用者の保護者にも気軽に施設見学ができるよう声かけし、日中一時支援事業の利用について積極的に説明を行っていきます。

(6) 災害に備えた取り組み

日頃から繰り返し、災害に対する意識を高める。

定期的に防災訓練を実施し災害に備えます。

4 年間事業予定

P 5 6 を参照

地域公益活動 平成30年度事業計画

改正社会福祉法により、社会福祉法人は、地域公益活動を行うことが法律上、義務化されました。しかし、社会福祉法人の成り立ちを見ると、地域社会に対して公益的な活動を行うことは当然のことであり、本会もその認識のもと、これまでも様々な取り組みを行ってきました。これからも、地域にとって必要なことに積極的に挑戦していきます。その中でも、児童福祉部門の「さどわらスマイルクラブ」と高齢者福祉部門の「配食サービス」について個別の事業計画を作成し、さらに内容を充実し、取り組めます。

スマイルクラブ

1 目的

- (1) 乳幼児期を中心とする子育て中の保護者支援を継続的に行います。
- (2) 子どもの姿をありのままにとらえ、保護者としてどう対処したらよいか、その養育姿勢の向上を支援します。
- (3) 子どもとともに伸びゆく保護者の幸せづくりに貢献し、この地域に住んで良かったという実感づくりに努めます。

2 基本方針

今後ますます急増していくであろう育児についての不安や悩みに対応し、園に在園する子どもたちだけでなく、地域全体の子どもの健やかな成長を目指し、子育てにかかわっている皆さんの育児不安を軽くし、親子ネットワーク作りや心の癒しに貢献し、地域の親子の良きパートナーとなるよう活動します。

3 重点事業

(1) 子育て教室（ペアレントトレーニング）

宮崎大学との共同開催により、トレーナーの有資格者等が「養育スキル」を伝えるとともに、子育て相談に応じます。

(2) レクリエーション

保護者が楽しく参加できるレクリエーションを行い、子育ての喜びや楽しみを感じていただくとともに、親同士のネットワークづくりに貢献します。

(3) 救急法講座

年1回児童対象の救急法講座を行い、救命法や事故等の対応を学んでいただきます。

(4) 乳幼児健康診査サポート（健診サポート）

宮崎市が行う、乳幼児健康診査（1歳半・3歳半）に伺い、待合室にいる親子に遊びの提供をしたり、育児相談に応じます。

4 年間事業計画

月	事業名等
4月～5月	年間プログラムへの参加者募集開始
6月～7月	子育て教室幼児版（ペアレントトレーニング）5回講座
6月	保護者向け救急法講座
8月	お楽しみコンサート
10月	子育て今昔物語 ～秋のお出かけ編～
12月	お正月飾り製作
2月	新1年生お母さんのためのソーイング教室
1月～2月	子育て教室小学準備版（ペアレントトレーニング）5回講座

配食サービス

1 目的

どのような状態になっても、住み慣れた地域や自宅で住み続けることができるための支援（サービス）として、生活の安心と食の楽しみをお届けします。

2 基本方針

平成25年4月から、明照デイサービスセンター利用者のニーズに応えるために開始した配食サービスも4年が経過しようとしています。今では地域になくはならない存在にまで認められた地域貢献の取組となっています。生きていくために「食」は必要であり、食の「支援」から食を「楽しむ」ことができる事業に成長していかなければなりません。そのためには、安心・安全は不可欠であり、調理や配送時の徹底した衛生管理、利用者の望まれる食の提供として持病がある方への個別的な対応や、ニーズ調査に基づく献立の作成、事業所間の垣根を越え法人内管理栄養士（栄養士も含む）に協力を得た栄養バランスの整った献立の立案など、更なる質の向上に努めていきます。

これまでは利用対象者を高齢者と限定しサービス提供を行なっていましたが、地域で食に困っている方は高齢者のみではありません。そこで、利用対象者の裾野を広げ障がい者等でも必要であれば利用できるように、法人内の障がい福祉部門等と連携を図りながら事業を推進していきます。

また、安否確認のサービスも非常に期待されています。利用者の中には、自発的に悩みや相談を申し出る方だけではありませんので、配達の際に日頃との違いに気付くための状態観察能力の向上や、コミュニケーションの充実に努め、関係機関との連携強化に努め、適切な対応を行なっていきます。

最後に、地域貢献事業（公益活動）として行なっている事業ですが、効率的な運営努力を行ない収支のバランスが図れた事業経営にも努めてきます。

3 重点事業

(1) 安心・安全な食の提供に努めていきます。

老朽化している厨房設備ですが、厨房設備及び運搬車両の毎日の清掃と点検に努めて衛生管理の行き届いたサービス提供に努めていきます。

点検表を作成し毎日業務日誌として全職員で確認できる仕組みを作る。

適切な食材管理及び取り扱いの徹底を行ないます。

点検表を作成し毎日業務日誌として全職員で確認できる仕組みを作る。

日頃行き届かないところの清掃を徹底していきます。（月1回以上）

点検表を作成し全職員で確認できる仕組みを作る。

事業所間の垣根を越え法人内管理栄養士（栄養士も含む）に協力を得た形での栄養バランスの整った献立の立案など更なる質の向上に努めていきます。

調理部門会議で検討し、平成29年度中に仕組みを作り実践

(2) 楽しみとして持てる食の提供に努めていきます。

各事業所、検食を通した利用者目線の意見の共有と、そのことへのニーズ達成の確実なアクションを実施していきます。

サイボウズを通して、意見を共有化し改善および解決レベルに応じた適切な対応に努める。（調理職員会議で細かく協議：月1回以上）

定期的な満足度調査の継続と回収率向上に向けた創意工夫を行い、利用者ニーズを定期的に把握し満足度を高める対応に努めていきます。（半年1回以上）

アンケート回収率をあげる工夫として、どのような対応工夫が必要かを検討した上でアンケートを実施する。

様々な病気を抱えている利用者への配慮も必要です。糖尿病や腎機能低下による食事制限がある方への別メニューの開発に取り組みます。

(3) 高齢者のみならず障害者など、生活していく上で食を必要としている全ての地域の方々へサービス提供が行なえるように裾野を広げた事業を行ないます。

対象利用者を障害者にもサービス提供が出来るように契約書等を見直し地域において食について困った方であればどなたでも利用できるような裾野を広げたサービス事業に努めていきます。

障害分野等の専門性も熟知しておく必要があるため、法人内連携強化に努め定期的な研修などで学ぶ機会を作ります。

(4) 安否確認の期待に応えられるよう、必要な知識や技術を習得し適切な対応が行なえるように努めていきます。

ご利用頂いている利用者は、独居世帯、高齢者のみ世帯といった利用者が大半を占めています。普段から、様々な悩みを抱え在宅生活を続けられていますので、日頃の配達の際に、その悩みを聴き、適切な助言を行なうことや、その場での解決が難しい場合は、関係機関と連携をとり、安心した生活が送れるように支援していきます。

緊急時に迅速かつ適切な対応が行なえるように、心配蘇生法などの必要な研修を定期的に行います。(年2回以上)

配達の際に、日頃との違いに気付くための状態観察能力向上やコミュニケーション充実に努めていきます。

(5) 経営及び運営のバランスをとりながら事業を遂行していきます。

申し込みから利用まで、緊急時のサービスについても柔軟に、迅速に対応することでサービスの充実化とともに経営安定を目指します。

効率的な業務の遂行を行い、人件費を最小限に留めながら高質なサービス提供が行なえるように努力していきます。

材料費等のコスト削減を常に意識しながら、発注方法や調理方法の工夫を行ないます。

食数に応じた適正な食材の発注は勿論ですが、キャンセル等の食数変更による残材料を効率的に使用していきます。

設備や必要備品を丁寧かつ大事に使用し、修繕費や購入費を抑えます。

利用対象者(高齢者のみの支援だけではなく)の拡大を図る事でサービスの充実化とともに経営安定を目指します。